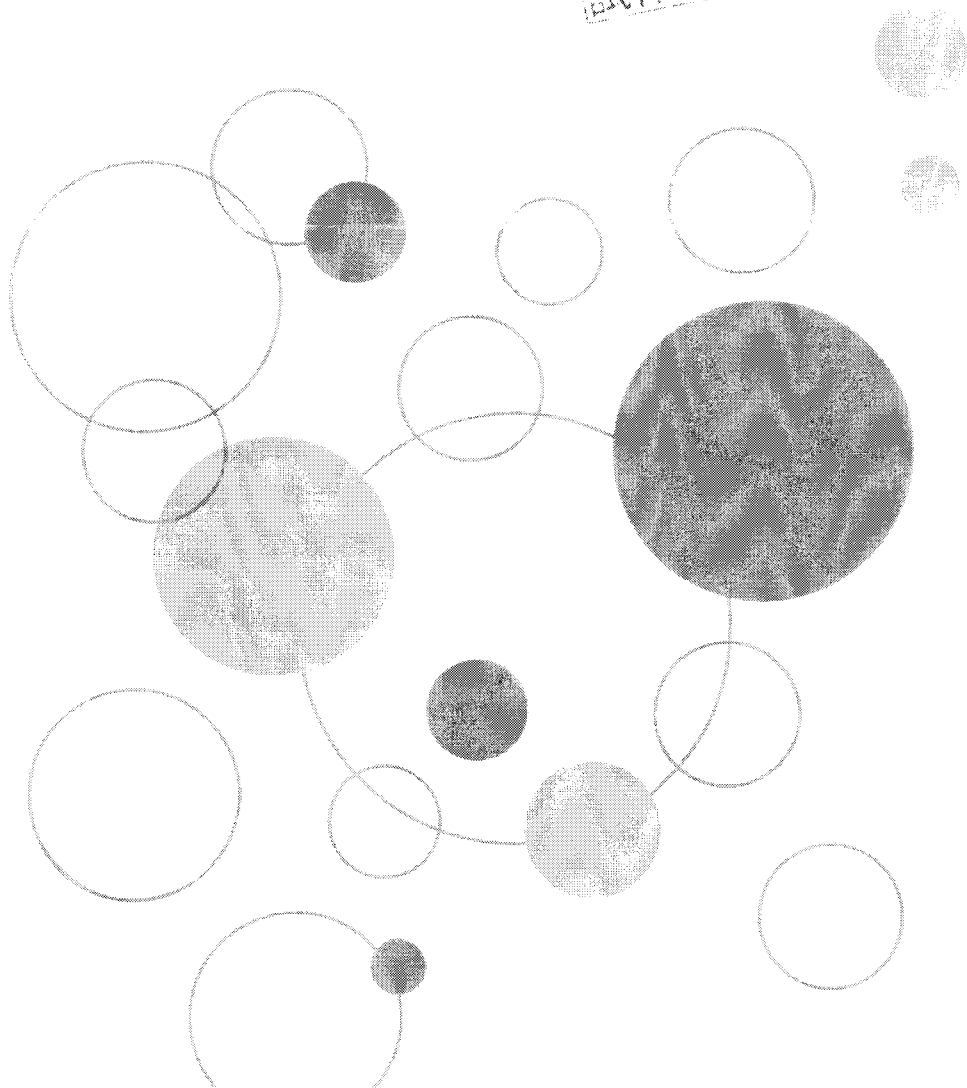


患者必携

わたしの療養手帳

自分らしくがんと向き合うために

試作版



—— はじめに ——

がんであるという診断は誰にとってもよい知らせではありません。それは、とてもショックなできごとです。「何かの間違いではないか」、「何で自分が」と考えるのは自然な感情です。

- ◎がんはどのくらい進んでいるのか？
- ◎果たして治るのか？
- ◎治療費はどれくらいかかるのか？
- ◎仕事は続けられるのか？
- ◎家族に負担や心配をかけたくない……

悩みはつきません。気持ちが落ち込んでしまうのも無理ありません。しかし、あまり思い詰めてしまっただけは心にも体にもよくありません。

この一大事を乗り切るためには、周囲の人の力も借りながら、がんと向き合い、現実的かつ具体的に考えて行動していく必要があります。

そこで大切なのが、「信頼できる情報を集めること」と「自分なりの病気に対する態度を決めること」です。この手帳は、そのお手伝いをするためのものです。

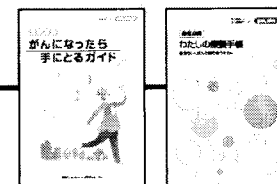
わたしの療養手帳の使い方

●わたしの療養手帳とは

「自分の体や気持ちと向き合うための道具」です。納得できる治療を選び、自分らしい生活を送るためには、自分の体や気持ちの状態を知り、また自分が大事にしたいことを整理し、伝えていくことが必要になります。療養手帳は、そのために必要なことを自分で書き留めるための手帳です。自分らしい病気との向き合い方を考えていくために読む、患者必携『がんになったら手にとるガイド』と併せてご活用ください。

●わたしの療養手帳の使い方

治療に向かう段階ごとに、重要な情報やあなたが大切にしたいことが変わってきます。次のページの目次にあるように、あなたの状況に合わせて説明されたことや、あなたの希望を書き込んでいきましょう。使い方は自由です。診断されて1年ぐらいまでの利用を目安につくられていますが、すべてを書き込む必要はありませんし、他のノートに書いてもかまいません。医療機関でもらった資料や、がんに関する小冊子、地域の情報を集めた、患者必携『地域の療養情報』などを一緒に綴じて、あなたの療養に役立つ情報を集めた1冊としてご活用ください。



第1部:がんと診断されてから治療が始まるまで

がんの診断から治療が始まるまでの流れを示しました。

あなたの状況に合わせて、必要なページを選んで使ってください。

※ / マークの入っている項目は、あなたが書き込むページです。

がんの診断

心の支えを
見つける

家族や親しい人に伝えて、
力になってもらう P.10~11

自分の気持ちと
上手に付き合う P.12~13

病状を
理解する

あなたの病気は
どのように説明されましたか? / P.14

病気についての説明が
十分に理解できましたか? / P.15

担当医に
伝える

持病や、のんでいる
薬を書き出す / P.16

自分に合った
治療法は?

どのような治療法を
勧められましたか? / P.17

治療においてあなたが大事に
したいことは何ですか? / P.18~19

必要に応じてセカンド
オピニオンを求める / P.20~21

治療法を
決める

あなたが選んだ治療法を
整理する / P.22

治療の流れを整理する / P.23

これから受ける
治療について整理する / P.24~26

周囲の人と
ともに

治療が始まるまでに周囲の人に
伝えておくことを書き出す / P.27

治療にかかる費用の目安を
知っておく / P.28

保険や各種制度の
手続きをする / P.29~30

入院の準備をする P.31

治療開始

第2部:入院治療の記録

治療が始まってからの経過は、人によってさまざまです。
あなたの状況に合わせて、必要なページを選んで使ってください。

治療中について

入院中のこと

今回の入院の予定について整理する / P.34

治療開始前の説明を整理する / P.35

治療と体調の記録 / P.36~40

治療結果の説明を整理する / P.41

退院後のこと

退院後の生活で気を付けることを書き出す / P.42~43

今後の治療・検査の予定をまとめる / P.44

あなたがかかる医療機関一覧 / P.45

第3部:療養生活の記録

通院する

診察のときのためのメモをつくる / P.48~50

担当医以外から受けた説明を書き留める / P.51~52

薬や体調のことを記録する / P.54~55

退院後の療養生活

治療・療養生活のバランスを取る / P.56

自分が大切にしたいことを考える / P.57

あなたを支えてくれる場所の一覧 / P.58

第4部:治療ダイアリー

治療の予定と記録を管理する

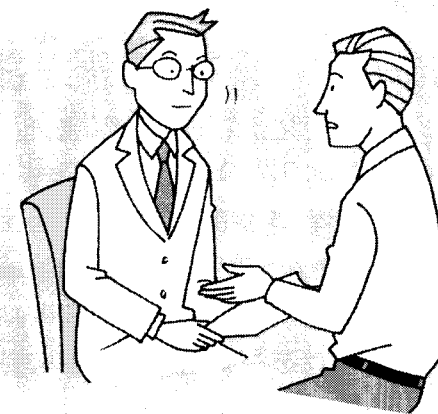
スケジュール(年間・週間) / P.60~66

薬の一覧表 / P.67~68

第1部

がんと診断されてから 治療が始まるまで

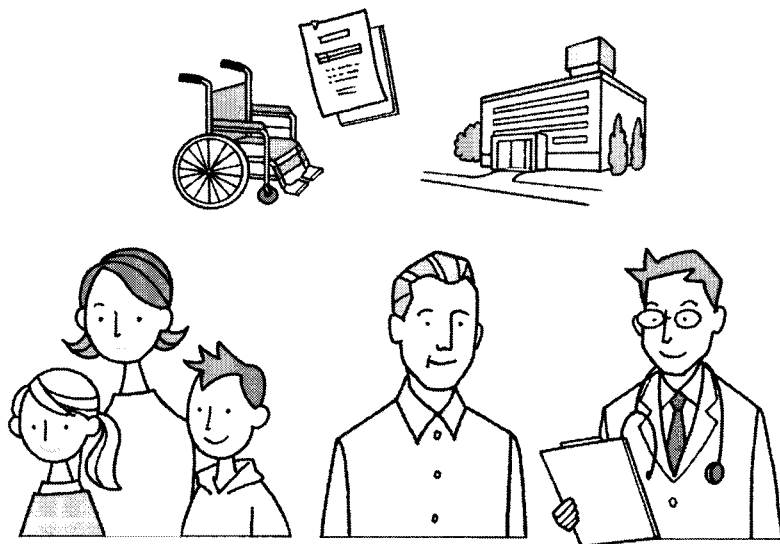
納得のいく治療を受けるためには、まず、自分の状況を知り、担当医からの説明を理解し、自分の希望を伝えていくことから始めます。



家族や親しい人に伝えて、力になってもらう

家族や親しい人を心配させたくない、と感じる人もいるかもしれません。しかし、ひとりですべてに対処していくのは大変なことです。無理に隠していると、そのこと自体がつらさの原因になることもあります。また、さまざまなことを同時に考えなければならないことも多く、何から始めたらよいかわからなくなってしまうかもしれません。そんなとき、話を聞いてくれる相談相手がいると、あなた自身の力で一歩を踏み出せることもあります。

全国のがん診療連携拠点病院にある「相談支援センター」では、がんについての情報を提供してくれたり、あなたの不安や悩みの相談に乗ってくれます。



「がん診療連携拠点病院」とは

がん診療連携拠点病院は、全国どこに住んでいても質の高いがん医療が受けられるように、厚生労働大臣が指定した病院で、地域のがん診療の拠点となる病院です。

お近くの「がん診療連携拠点病院」を探したい場合には、がん情報サービス<http://ganjoho.jp>の「病院を探す」や、「携帯版病院を探す(下記QRコード)」をご利用ください。

国立がんセンター
がん情報サービス

ganjoho.jp



「相談支援センター」とは

相談支援センターは、がんに関する質問や相談にお応えします。がんの診断や治療についてもっと知りたいとき、不安でたまらないとき、一緒に考え、情報を探すお手伝いをします。窓口は、全国の「がん診療連携拠点病院」にあります。その病院にかかっていなくても、無料で相談できます。

相談支援センターで相談された内容が、ご本人の了解なしに、あなたの担当医はじめ他の方に伝わることはありません。どうぞ安心してご利用ください。

自分の気持ちと上手に付き合う

がんとわかったとき、病状の説明を受けるとき、治療の過程や治療後の生活の中で、さまざまな場面でストレスを感じます。「なぜ、自分がこのような目に遭うのか」と、やり場のない怒りを感じることもあるでしょう。また、家族や友人などにどのように話せばよいのか、会社にはどう説明したらよいのかなど、誰にも言えずに悩んでしまう人も多くいます。

このような状態に置かれれば、心に負担を感じるのは当然のことです。あなただけではなく、多くの方がこのようなストレスに直面しているのです。

そのために、多くの方が「不安」と「落ち込み」を経験します。不安や落ち込みは、誰にでも起こる心の動きですが、その状態が日常生活に支障がでるほど強ければ、医療機関で心のケアを受けることも必要です。

心のケアを受けることは、決して特別なことではありません。不安や落ち込みはもちろん、睡眠の問題や対人関係の悩みなど、ストレス全般に関して幅広く相談できますので、あまり構えないで一度利用してみてもよいかもしれません。

窓口になるのは、精神科や心療内科の医師、心理士、看護師、ソーシャルワーカーなどです。がんに関連した心の問題のケアを専門とする精神腫瘍科を設けている病院もあります。

また、がん診療連携拠点病院には、心のケアや体のつらい症状など、さまざまな問題に対応する緩和ケアチームもあります。つらい気持ちや症状はひとりで抱え込まないで、相談してみましょう。

下記の症状で、自分に当てはまるものがないか確認してみましょう。当てはまる内容が多いほど、また症状が数週間にわたるなど長く続いているほど、ストレスが大きい状態です。そうした場合、心のケアを利用してみるのもよいかもしれません。

●ストレスが大きいと現れる症状



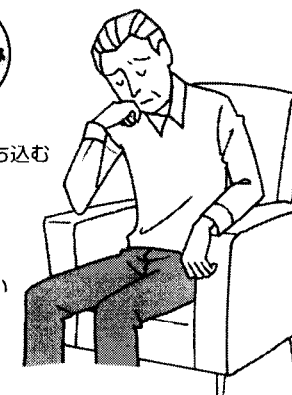
考えたくないのに
嫌なことを考えてしまう
冷や汗がひどい
眠れない



そわそわして
気持ちが落ち着かない
心配事が
頭から離れない
怒りっぽい
いらいらする
集中できない
いつも緊張していて
リラックスできない



気持ちが落ち込む
眠れない
物事が
決められない
だるい、
疲れやすい



何をしても
楽しめない
集中できない
やる気がでない
食欲がでない
自分を
責めてしまう
生きるのが
面倒になる

※患者必携『がんになったら手にとるガイド』のP20「がんと言われたあなたの心に起こること」もご参照ください。

あなたの病気はどのように説明されましたか？

あなたが担当医から受けた説明について、メモしておきましょう。

● 誰から

● 一緒に説明を聞いた人

● 何のがんか(病名)、がんの部位 例：胃がん(胃の出口近くのところ)

● どの検査結果からわかったのか 例：胃の内視鏡検査

● がんの大きさや広がり 例：直径約3センチ

● 転移の有無、転移の場所 例：リンパ節への転移は不明

● 病期 例：ステージ2と考えられる

病気についての説明が十分に理解できましたか？

よくわからないことがあったら、遠慮しないでわかるまで担当医に質問してみましょう。わからないことはメモに書き出して、次回の診察のときに持参しましょう。

● 説明でよくわからなかったこと

例：どのくらい入院が必要か

質問の例

質問したいことはどのようなことですか？

チェック

- がんと言われましたが、それは、どの検査でわかったのですか？
- 私のがんは、どのくらい進行していますか？
- 私のがんは、転移はしていますか？どこに転移していますか？

持病や、のんでいる薬を書き出す

治療中の病気やのんでいる薬、気になる症状があるかどうかによって、がんの治療法も変わってきます。持病やのんでいる薬があったら、正確に書き出し、担当医に伝えましょう。

●現在治療中の病気 例：糖尿病と高血圧

.....

●かかっている医療機関 例：Aクリニック、月に1回、()医師

.....

●のんでいる薬 例：朝、()を1錠

.....

●気になる症状

.....

どのような治療法を勧められましたか？

担当医から勧められた治療法について、それぞれにどのような効果や副作用などがあるのか書き出してみましょう。複数の治療法についての説明を受けた場合には、それぞれについて書き出して、比べてみるのが大切です。

●治療法 1

.....

●期待される効果

.....

●副作用や後遺症

.....

●その他、気になること

.....

●治療法 2

.....

●期待される効果

.....

●副作用や後遺症

.....

●その他、気になること

.....

※患者必携『がんになったら手にとるガイド』のP38「治療法を考える」もご参照ください。

治療においてあなたが大事にしたいことは何ですか？

それぞれの治療法には特徴があり、どの方法がよいかは、あなたが治療に求めることによっても変わってきます。それを整理するために、あなたが大事にしたいことを挙げて、治療法を選ぶときの参考にしましょう。

●あなたが大事にしたいこと、優先したいこと

例：・体への負担が少ないこと

・通院で治療ができること

・近くの病院で治療が受けられること

・入院の期間が短いこと

わからないことは担当医に質問してみましょう。家族など、あなたの大切な人に考えを聞くことで、自分の気持ちの整理になるかもしれません。

質問の例

質問したいことは、どのようなことですか？

- 私が受けられる治療法には、ほかにどのようなものがありますか？
- 私の状態で、標準治療*はどれですか。
- どの治療法を勧めますか。それはなぜですか。
- 治療にかかる期間と、具体的な治療スケジュールを教えてください。
- 治療にかかる費用はどのくらいですか？
- 私が受けられる臨床試験はありますか？

チェック欄

※患者必携「がんになったら手にとるガイド」のP38「治療法を考える」もご参照ください。

必要に応じてセカンドオピニオンを求める

治療法を納得して選ぶために、セカンドオピニオンを利用する方法もあります。セカンドオピニオンとは、現在の状態や治療についての理解を深め、納得して治療に向かうために、担当医以外の医師に意見を聞くことです。

セカンドオピニオンを受けたいときは、担当医に相談し、紹介状を書いてもらいましょう。自分から担当医に言い出しにくい場合は、「相談支援センター」で相談すると、力になってもらえます。また、セカンドオピニオンが受けられる医療機関の情報も、相談支援センターで聞くことができます。

●セカンドオピニオンを受けるに当たって

<p>●用意するもの</p> <p><input type="checkbox"/> 紹介状(診療情報提供書)</p> <p><input type="checkbox"/> 検査結果</p> <p><input type="checkbox"/> 画像検査の結果 (フィルム、報告書など)</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ()</p>	<p>●予約日 月 日 時~</p> <p>●病院名()</p> <p>●診療科 (医師名:)</p> <p>●電話番号 ()</p> <p>●費用()</p>
--	---

※患者必携『がんになったら手にとるガイド』のP46「セカンドオピニオンを活用する」もご参照ください。

セカンドオピニオンを受ける前の整理メモ

セカンドオピニオンを受けるに当たっては、あらかじめ、現在の担当医の意見(ファーストオピニオン)について整理し、何を聞きたいのかをまとめておく必要があります。

●現在の担当医の意見(ファーストオピニオン)

●これまでの経過や今の状況

●知りたいこと、聞きたいこと、自分の希望

●セカンドオピニオンで得られた結果

※結果を必ず現在の担当医に報告しましょう。

あなたが選んだ治療法を整理する

治療法が決まったら、担当医から説明を受けます。あなたの治療法について内容を整理してみましょう。

●どのような治療法ですか？

例：手術で胃の3分の2を切除する

.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

●選んだ治療法は、あなたの納得のいくものですか？

チェック欄

納得して選択できた

納得できないことがある

→それは何ですか？

.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

※治療法に納得できないことがある場合は、わからないこと、聞きたいことを、担当医に再度確認してみましょう。

治療の流れを整理する

治療がどのように進んでいくか、今わかっている予定を書き出してみましょう。

例：○月○日 入院、手術

.....
.....
.....
.....

例：○年○月ころ 退院後、毎日通院で放射線治療(5週間)

.....
.....
.....
.....

.....
.....
.....
.....

.....
.....
.....
.....

※具体的な治療内容の整理には、24ページ~を利用しましょう。

これから受ける治療について整理する

これから受ける治療について、内容や日程など、担当医などの説明を簡単に整理しておきましょう。

治療の名前	例：胃の摘出手術
治療の内容	例：胃の半分とリンパ節を取って、腸をつなげる (全身麻酔)
日 程	例：手術日4月1日(入院3日目)
治療の目標	例：胃にできたがんを全部取る
予想される合併症・後遺症など	例：強い痛みや熱が続くことがある
担当の医師など	例：外科の〇〇医師
注意すること	例：痛みをがまんしないで伝える
その他気になること	例：いつから食事ができるのか、いつ管が外せるのか

※患者必携『がんになったら手にとるガイド』のP86「手術のことを知る」、P90「薬物療法(抗がん剤治療)のことを知る」、P98「放射線治療のことを知る」もご参照ください。

これから受ける治療の整理メモ

治療の名前	
治療の内容	
日 程	
治療の目標	
予想される合併症・後遺症など	
担当の医師など	
注意すること	
その他気になること	

※ページは、必要なだけコピーしてお使いください。

これから受ける治療の整理メモ

治療の名前	
治療の内容	
日程	
治療の目標	
予想される 合併症・後遺症 など	
担当の医師など	
注意すること	
その他 気になること	

※ページは、必要なだけコピーしてお使いください。

治療が始まるまでに周囲の人に 伝えておくことを書き出す

治療が始まると、これまであなたが果たしていた役割を、他の人に代わってもらうことが必要になる場合もあります。周囲の人に頼んでおくことなどを整理してみましょう。

●家族に伝えること、頼むこと

.....

.....

.....

●近所／職場の人に伝えること、頼むこと

.....

.....

.....

●()さんに伝えること、頼むこと

.....

.....

.....

●()さんに伝えること、頼むこと

.....

.....

.....

治療にかかる費用の目安を知っておく

治療の費用についても、あらかじめ目安を知っておくと安心です。およその目安は担当医や看護師に聞いてみましょう。費用負担が難しい場合、いろいろな助成制度も利用できます。相談支援センターでも、そうした相談に対応してくれます。

●治療費はどれくらいかかるのか？

.....

●治療費以外では、どれくらいかかるのか？

例：交通費 5000円程度

.....

●必要な書類や手続き

.....

※患者必携『がんになったら手にとるガイド』のP64「治療にかかる費用について」、P66「公的助成・支援の仕組みを活用する」、P74「民間保険に加入しているときには」もご参照ください。

保険や各種制度の手続きをする

民間保険に加入している場合や、高額な医療費を支払った場合には、給付金を受けられたり、還付や税制上の優遇措置を受けることができます。

患者必携『がんになったら手にとるガイド』のP66「公的助成・支援の仕組みを活用する」、P74「民間保険に加入しているときには」を参照しながら、手続きを、時期に合わせて進めましょう。

	あなたが加入しているもの	窓 口
公的医療保険		
民間保険		

入院の準備をする

当てはまるものにチェックをして手続きを進めましょう

チェック欄

<input type="checkbox"/>	公的医療保険による支払い	通常は手続きは要りません。あなたの治療が公的医療保険に適用されるものかどうかを確認しましょう。
<input type="checkbox"/>	高額療養費制度	治療費が高額に及ぶ場合には、還付される仕組みがあります。あなたが加入している医療保険が窓口です。患者必携『がんになったら手にとるガイド』のP66「公的助成・支援の仕組みを活用する」を参考にしてください。
<input type="checkbox"/>	高額医療・高額介護合算制度	医療保険、介護保険の両方を利用している人が対象です。あなたが加入している医療保険および市区町村が窓口です。
<input type="checkbox"/>	傷病手当金制度	会社員や公務員などが、病気などで働けなくなったときに、生活を支えてくれる制度です。あなたが加入している医療保険が窓口です。
<input type="checkbox"/>	医療費控除	1年間に一定以上の医療費の負担があった場合に、税金が軽減される制度です。お住まいの地域の税務署に確定申告をすることが必要です。
<input type="checkbox"/>	その他の制度	一人親家庭等医療費助成 限度額適用・標準負担額認定 小児慢性特定疾患治療研究事業 生活保護 生活福祉資金貸付制度 障害年金 介護保険 高額介護・高額介護予防サービス費 身体障害者手帳

●入院時の持ち物リスト

チェック欄

必ず必要なもの

- 診察券(カード) 健康保険証 入院誓約書 印鑑
 - 外来で出されている薬と薬のリスト
 - 限度額適用認定書(必要なとき)
 - 食事療養費の標準負担額減額認定書(必要なとき)
- *食事療養費は、所得によって減額を受けることができ、そのためには「標準負担額限定認定書」が必要です。

生活用品(※病院の売店で購入可能な場合もあるので、事前に確認しましょう)

- パジャマ(吸湿性がよく、前開きでゆったりとしているもの)
- パジャマの上に羽織れるもの(カーディガン、前開きベストなど)
- タオル類(バスタオル、フェースタオルなど、多めに)
- 下着・靴下類(ゆったりサイズを)
- スリッパ(滑りにくいもの、室内履きでも可)
- 洗面用具(洗顔石けん、歯ブラシ、くし、鏡、コップなど)
- 入浴用品(石けん、シャンプー、リンスなど)
- 食器用具(湯飲み、曲げられるストロー、はし、スプーン、フォーク)
- ハンガー、洗濯ばさみ(洗濯ができるようなら洗剤も)
- ティッシュペーパー、輪ゴム、ビニール袋など
- ノート、筆記用具(日記やお見舞い品などを記録しておくとう便利)
- 病院でもらった書類などを入れるファイル、封筒など
- 現金(盗難の恐れがあるので、大金は持っていないほうがよいでしょう)
- 時計

必要に応じて持っていききたいもの

- 眼鏡、眼鏡ケース、手帳、住所録
- 衛生用品(生理用品など)
- リップクリーム、乳液など(無香料のもの)
- 本、雑誌
- ラジオ、CD、DVD、パソコンなど(使用できるかどうか病院に確認が必要です)
- イヤホン、ヘッドホン(病室のテレビをみるときに使用)
- 運動靴、ジャージなど(散歩用)
- 小さなかばん(院内での買い物などに便利)

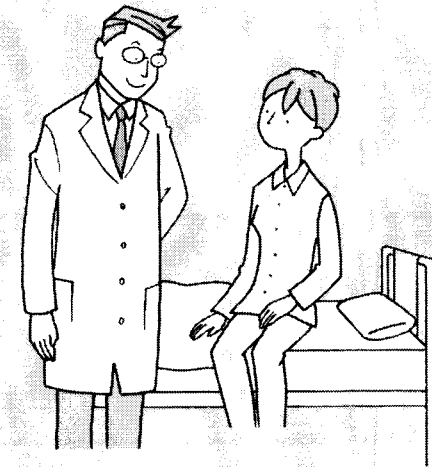
●その他

※患者必携『がんになったら手にとるガイド』のP40「治療までに準備しておきたいこと」もご参照ください。

第2部

入院治療の記録

入院中は、病状や治療についての説明を受ける機会が多くあります。治療や、慣れない場所での生活のため大変なことも多い時期ですが、自分の状態をできるだけ知り、そのときの対応方法について書き留めておくと、退院後の生活にも役立ちます。



今回の入院の予定について整理する

入院中の生活に早く慣れるためにも、必要な情報を書き留めておきましょう。

●今回の入院の目的

例：手術前の抗がん剤治療のため

●入院中の担当医

●担当看護師など

●生活上の注意

例：消灯時間 21 時、消灯後にテレビをみる場合はイヤホン使用

治療開始前の説明を整理する

多くの場合、入院して1～2日目ごろに、担当医から治療の内容や手順などについて説明があります。その内容を書き留めておきましょう。

説明のあった日	月 日
説明した人	
入院の目的	
予 定	
準備する書類	
気を付けること	
その他 気になること	

No.

記入日 年 月 日

治療と体調の記録月

記録する項目	日()	日()	日()

※ページは、必要なだけコピーしてお使いください。

治療結果の説明を整理する

治療を受けた後、治療結果の説明を受ける機会があります。説明内容を記録しておきましょう。

説明のあった日	月	日
説明した人		
治療内容		
治療の結果		
今後の予定		
その他 気を付けること		

退院後の生活で気を付けることを書き出す

担当医などから、日常生活で気を付けることについて説明された内容を、P43のメモに書き留めておきましょう。通常、退院時に説明がありますが、わからないことがあれば、下の質問例を参考にしながら、担当医や看護師に質問してみましょう。

確認することの例

- 日常生活で、してはいけないことはありますか？
- 日常生活で気を付けることはありますか？
(食事、運動、排尿、排便、入浴、外出、旅行、仕事など)
- (休職していた場合)いつから職場に戻れますか？
- すぐに連絡したほうがよい症状などがあれば、教えてください。
- 緊急時の連絡先を教えてください。
- その他、聞きたいこと
()

退院後の生活で気を付けることのメモ

日常生活で気を付けること

すぐに連絡したほうがよい症状など

すぐに受診する必要はないが、注意の必要な症状

緊急時の連絡先 (P45の「あなたがかかる医療機関一覧」にも記入しておきましょう)

※ページは、必要なだけコピーしてお使いください。

今後の治療・検査の予定をまとめる

今後の治療・検査の方針について、今の段階でわかっている予定をまとめておきましょう。

●時期： 例：退院後半年間は毎月通院して検査を受ける。

●時期：

●時期：

●時期：

※ページは、必要なだけコピーしてお使いください。

※受診する予定の医療機関については、P45「あなたがかかる医療機関一覧」にも連絡先などを記入しておきましょう。

あなたがかかる医療機関一覧

普段受診する所、緊急時に連絡する病院など、どのようなときに、どこを受診するのかを一覧にしておきましょう。

●今回のがん治療を受けた医療機関

()

診療科：

治療の内容：

治療期間：

担当医名：

連絡先：

●医療機関の名前

()

診療科：

治療の内容：

治療期間：

担当医名：

連絡先：

●医療機関の名前

()

診療科：

治療の内容：

治療期間：

担当医名：

連絡先：

●医療機関の名前

()

診療科：

治療の内容：

治療期間：

担当医名：

連絡先：

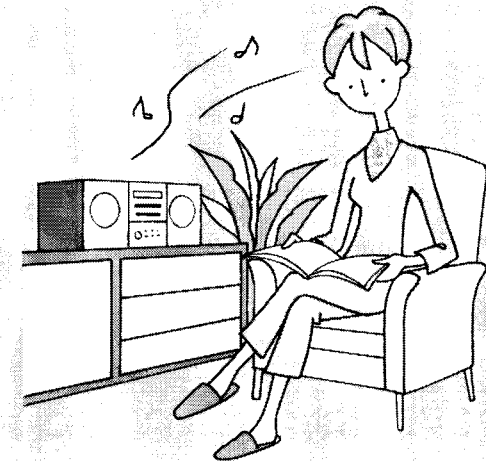
※患者必携『がんになったら手にとるガイド』のP52「療養生活を支える仕組みを知る」もご参照ください。



第3部

療養生活の記録

治療後は体をいたわりながら、日常生活を送ることになります。また、通院しながら元の生活に戻る場合もあるでしょう。そのときに、記録しておく役立つこともあります。



診察のときのためのメモをつくる

自分の知りたいこと、言いたいことを、要領よく伝えるのは難しいことです。あらかじめ伝えたい内容を整理したり、担当医からの説明を書き留めるために、このメモを活用してください。

なお、《診察を終えて》の欄には、診察で理解できたこと、気を付けようと思ったことを書き留め、その後の生活に役立てましょう。



No.

記入日 年 月 日

受診時に伝えたいこと、質問したいことのメモ

日付	病状や気になっていること	説明されたこと

担当医からの説明の記録

- 受診日：
- 受診内容：
- 経過説明：
- 質問への答え：
- 次回診察日： 年 月 日 : ~

《診察を終えて》 ※診察によって理解できたこと、注意点などを書き留めておきましょう。

※ページは、必要なだけコピーしてお使いください。

受診時に伝えたいこと、質問したいことのメモ

日付	病状や気になっていること	説明されたこと

担当医からの説明の記録

●受診日：

●受診内容：

●経過説明：

●質問への答え：

●次回診察日： 年 月 日 : ~

〈診察を終えて〉

※ページは、必要なだけコピーしてお使いください。

担当医以外から受けた説明を書き留める

薬剤師や栄養士、相談支援センターなどから受けた説明や助言も書いておきましょう。

日付	誰から	内容
例： 4月1日	栄養士の〇〇さん	胃が小さくなっているため、食事は1日5、6回に分けて少しずつとる

※ページは、必要なだけコピーしてお使いください。

薬や体調のことを記録する

薬は、正しくのむことがとても重要です。日記や予定表に、自分でわかりやすいように工夫して、薬の一覧表や、服薬の確認などを記録しておくこと、薬の管理に役立ちます。

《薬の一覧》 「薬の一覧表」→P67～

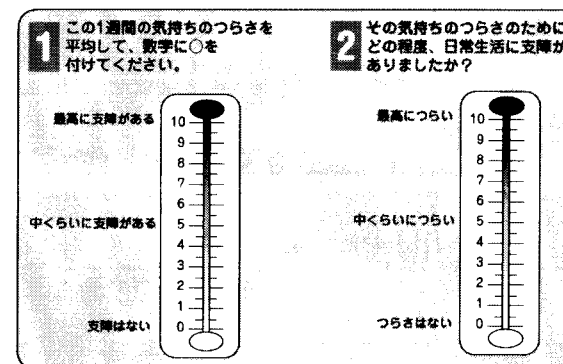
薬の名前				
服用時間と回数、分量				

《服薬確認》 「週間スケジュール」→P62～

記録する項目	日()	日()	日()
薬の服用記録			

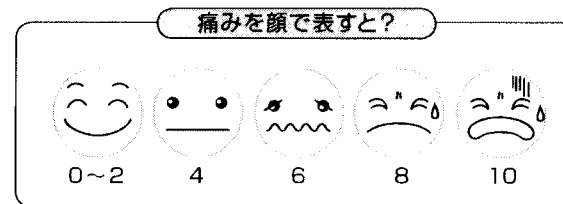
あまり気にしすぎる必要はありませんが、治療が一段落してから自分の体調や気持ちの状態を、記録しておくことが役立つことがあります。下記のような「気持ちの温度計」や「痛み日記」を参考に、記録しておくことと便利です。

▼「気持ちの温度計」……つらいとき、ゆううつなときに、自分の心の状態の変化を確認するためのものです。



国立がんセンター精神腫瘍学グループ「つらさと支障の寒暖計」より

▼「痛み日記」……痛みの治療を受ける際、日々「痛み」の変化を記録するためのマークです。



※患者必携『がんになったら手にとるガイド』のP20「がんと言われたあなたの心に起こること」、P106「痛みを我慢しない」もご参照ください。

治療・療養生活のバランスを取る

治療が一段落して、元の生活に戻ったとき、前と同じ生活をすることが難しいこともあります。以前の生活とは優先順位を変えたり、工夫をしていくことも必要になるかもしれません。

そのようなときに、あなたが生活の中で大切にしたいことをもう一度整理してみましょう。それが、心と体の状態を整えることにもつながるかもしれません。



自分が大切にしたいことを考える

あなたが生活の中で大切にしたいことと、そのための工夫について、書き出してみましょう。

●自分が続けたいこと、新たに取り組みたいこと

例：営業職を続けたい

●気がかりなこと、心配なこと

例：体力が持つか不安(特に抗がん剤治療中)

●あなたができる工夫、周りの人にしてもらおう工夫

※ページは、必要なだけコピーしてお使いください。

あなたを支えてくれる場所の一覧

医療機関以外にも、療養や日常生活を支えるために必要な場所があります。地域の情報は、患者必携『地域の療養情報』も参考になりますし、相談支援センターでも相談できます。あなたを支えてくれる場所を書き出してみましよう。

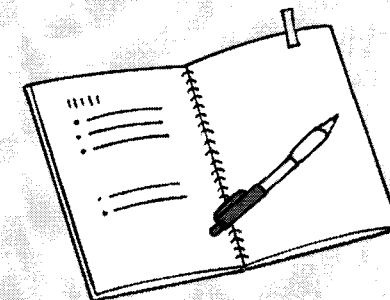
例：かつら のこと	A美容院 電話03-****-****
例：地域での生活 のこと	〇〇市保健センター
のこと	
のこと	
のこと	
のこと	
のこと	
のこと	

第4部

治療ダイアリー

- 年間スケジュール
- 週間スケジュール
- 葉の一覧表

※足りないページはコピーをしてお使いください。
市販の予定表などを活用してもよいでしょう。



.....年

年間スケジュール

定期検査や治療などの予定を書き込みます。

	1月	2月	3月	4月	5月	6月
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						

	7月	8月	9月	10月	11月	12月
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						

週間スケジュール

日々の状態や服薬の記録、検査の予定や結果などを書き込みます。その日にかかった治療費などを記入してもよいでしょう。

_____月

記録する項目	日()	日()	日()
薬の服用記録			

日()	日()	日()	日()

週間スケジュール

日々の状態や服薬の記録、検査の予定や結果などを書き込みます。その日にかかった治療費などを記入してもよいでしょう。

_____月

記録する項目	日()	日()	日()
薬の服用記録			

日()	日()	日()	日()

週間スケジュール

日々の状態や服薬の記録、検査の予定や結果などを書き込みます。その日にかかった治療費などを記入してもよいでしょう。

記録する項目	日()	日()	日()
薬の服用記録			

No.

記入日 年 月 日

《薬の一覧表》

※抗がん剤、医療用麻薬など、特に使用方法に注意する必要がある薬を書き出しましょう。お薬手帳や、医療機関などでもらった資料も活用してください。

薬の名前				
のみ方				
種類 (痛み止め、抗がん剤など)				
主な副作用				
医師への連絡が必要な症状				

No. _____

記入日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

《薬の一覧表》

※抗がん剤、医療用麻薬など、特に使用方法に注意する必要がある薬を書き出しましょう。お薬手帳や、医療機関などでもらった資料も活用してください。

薬の名前				
のみ方				
種類 (痛み止め、抗がん剤など)				
主な副作用				
医師への連絡が必要な症状				

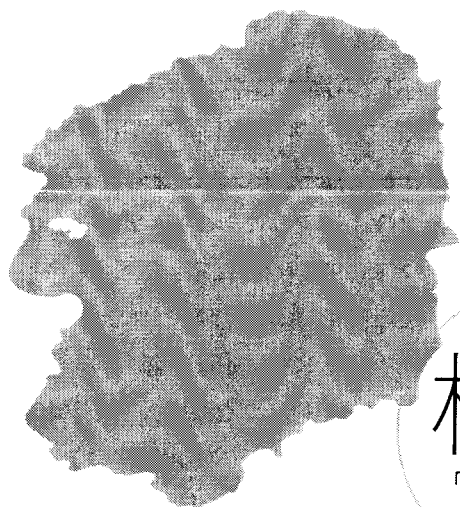
患者必携

国立がんセンター
がん情報サービス

ganjoho.jp

地域の 療養情報

試作版



栃木
Tochigi

CONTENTS

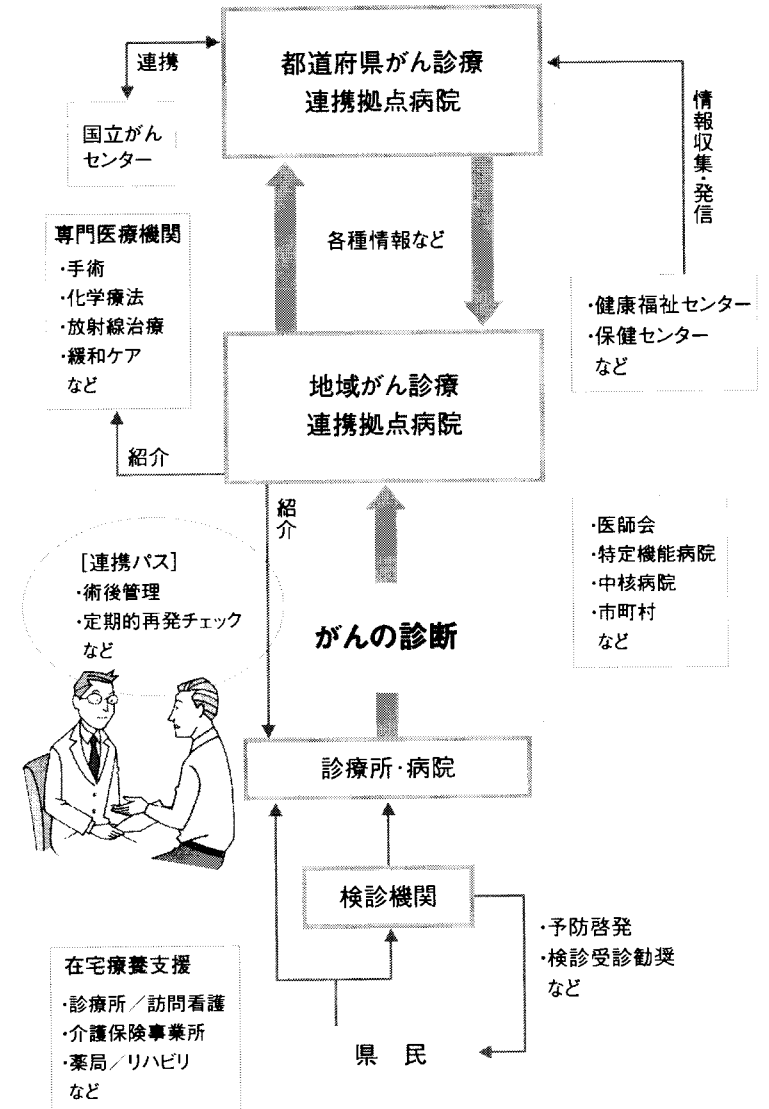
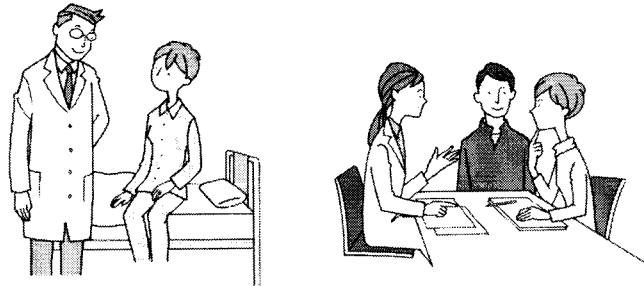
栃木県のがん治療ネットワーク	2
栃木県のがん診療連携拠点病院をご存じですか?	4
医療費などの負担軽減についての相談	8
療養中の所得保障についての相談	12
その他の治療に関する相談	13
介護についての相談	15
障害や難病についての相談	16
インターネットの情報サイト	18
各種相談窓口の連絡先	20

栃木県のがん治療ネットワーク

「栃木県がん対策推進計画」は、がん患者およびご家族が、進行・再発といった、さまざまながんの病態に応じて、安心・納得のできるがん医療を受けられるようにすることを目指し、作られた計画です。大きな目標としては「がんによる死亡者の減少」と「がんに伴う苦痛の軽減・療養生活の質の向上」を掲げています。

栃木県では、この計画のなかで、がん診療連携拠点病院（がん拠点病院）を中心にして、図のような医療機関のネットワーク整備も進めています。がん拠点病院では、がんと診断された人には治療を実施したり、あるいは適切な治療体制を持った専門医療機関への紹介を行います。ひととおりの治療がすんだ後は、近くの病院や診療所、訪問看護ステーションなどが中心になって、その後の療養・生活を支援する体制です。また、受診する医療機関が変わっても、切れ目のない医療が受けられるように、医療機関同士が情報を共有するための道具（連携パス）も取り入れていく予定です。

※患者必携「がんになったら手にとるガイド」P 52「療養生活を支える仕組みを知る」内のコラムも参照ください。



図：栃木県のがん治療ネットワーク

栃木県のがん診療連携拠点病院 をご存じですか？

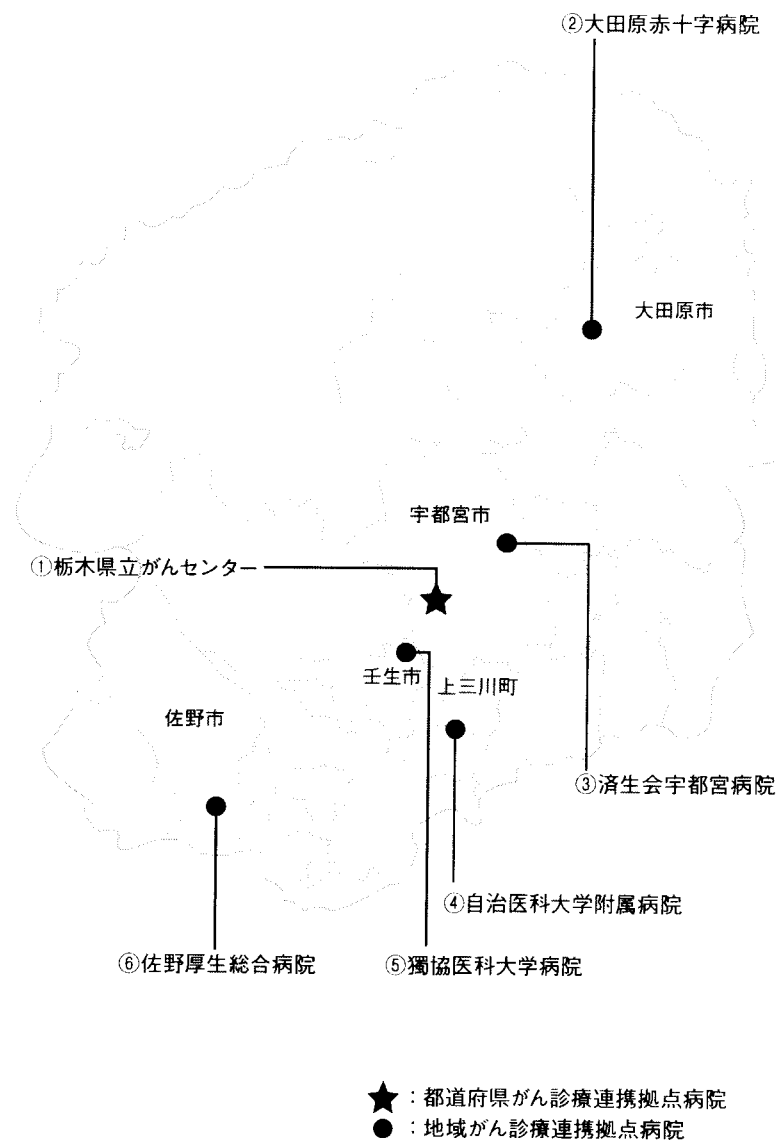
2007年度から、がん対策を総合的、計画的に推進するための法律(がん対策基本法)が施行されました。それに伴って、都道府県ごとに、医療機関のがん医療のネットワークづくりが進められています。

その中心となるのは、「がん診療連携拠点病院(がん拠点病院)」です。がん拠点病院とは、全国どこでも質の高いがん医療が受けられるようにするために指定された医療機関です。都道府県ごとに約1ヵ所置かれる「都道府県がん診療連携拠点病院」と、地域ごとに整備される「地域がん診療連携拠点病院」があります。栃木県には、1ヵ所の都道府県がん拠点病院と、5ヵ所の地域がん拠点病院があります。

これらの拠点病院では、検査や治療のほか、医療従事者の育成や、がん医療の研究推進を目的とした患者さん情報の登録(がん登録)を行っています。

また、患者さんや家族の不安や疑問にこたえる窓口として、「相談支援センター」も設けています(P7をご参照ください)。ここでは、病気や治療法の一般的な説明から、専門医療機関や助成制度の紹介、不安や悩みへの助言といった療養生活全般に至るまで、がんの患者さんやご家族の相談に広く対応しています。わからないことや不安なことなどがあつたときなどには、その病院に通院していなくても無料で相談できますので、ぜひ活用してください。

栃木県内のがん診療連携拠点病院



栃木県のがん診療連携拠点病院

施設概要		
施設名	国立がんセンターがん対策情報センターがん情報サービス （「病院を探す」URL）	他施設のがん患者でも 対応可能な「特殊な外来」
	施設ホームページURL	
①栃木県立 がんセンター ☎028-658-5151	http://ganjoho.ncc.go.jp/pub/hosp_info/z011107.html	セカンドオピニオン外来、緩和ケア外来、がん予防・遺伝カウンセリング外来、ストーマ相談外来、禁煙サポート外来、肝がん予防外来、麻酔科ペインクリニック 患者図書室「こやま文庫」 （医師による無料相談）
	http://www.tcc.pref.tochigi.jp/	
②大田原赤十字病院 ☎0287-23-1122	http://ganjoho.ncc.go.jp/pub/hosp_info/g09060.html	セカンドオピニオン外来、ストーマ外来（毎週金曜日）、禁煙外来（第1・3土曜日）
	http://www.ohawara-jrc.com/01/index.html	
③済生会宇都宮病院 ☎028-626-5500	http://ganjoho.ncc.go.jp/pub/hosp_info/g09050.html	セカンドオピニオン外来
	http://www.saimiya.com/	
④自治医科大学 附属病院 ☎0285-44-2111	http://ganjoho.ncc.go.jp/pub/hosp_info/g09040.html	セカンドオピニオン外来、緩和ケア外来、ストーマ外来、麻酔科ペインクリニック
	http://www.jichi.ac.jp/	
⑤獨協医科大学病院 ☎0282-86-1111	http://ganjoho.ncc.go.jp/pub/hosp_info/g09030.html	セカンドオピニオン外来
	http://www.dokkyomed.ac.jp/hosp-m/	
⑥佐野厚生総合病院 ☎0283-22-5222	http://ganjoho.ncc.go.jp/pub/hosp_info/g09020.html	セカンドオピニオン外来、禁煙外来、肝がん予防外来
	http://jasanoko.or.jp/	

栃木県の相談支援センター

施設概要			
名称	対応時間	相談料金	人員体制
①栃木県立がんセンター がん情報・相談支援センター ☎028-658-6484（直通）	月～金 8時30分～ 17時15分	無料	医師（非常勤） 保健師 看護師 社会福祉士
②大田原赤十字病院 相談支援室 ☎0287-23-1122 （内線2800） （電話相談：内線3224）	月～金 9時30分～ 15時30分 第1・3・5土曜日 9時30分～ 11時30分 電話相談：24時間	無料	看護師 ソーシャルワーカー 事務
③済生会宇都宮病院 よろず相談室 ☎028-626-5500 （内線3245）	月～金 8時30分～ 17時30分	無料	看護師 ソーシャルワーカー
④自治医科大学附属病院 がん相談支援室 ☎0285-58-7107（直通）	月～金 8時30分～ 17時15分	無料	看護師 ソーシャルワーカー
⑤獨協医科大学病院 腫瘍センター相談支援部門 ☎0282-87-2053（直通）	月～金 9時～11時 （電話相談：月～金 13時～15時）	無料	看護師 ソーシャルワーカー
⑥佐野厚生総合病院 医療福祉相談室 ☎0283-21-3204（直通）	月～金 8時30分～17時	無料	医師 看護師 ソーシャルワーカー

医療費などの 負担軽減についての相談

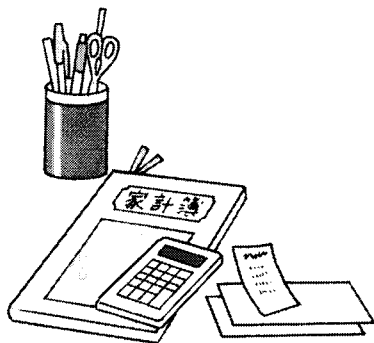
治療の費用などに関する、患者さんやご家族を支えるための助成制度や支援の仕組みについて、代表的なものをご紹介します。

◆医療費が高額になったときに助成を受けたい

➡高額療養費制度*があります

高額療養費制度とは、1ヵ月の医療費の自己負担が高額になった場合に、自己負担限度額*を超えた部分が払い戻される制度です。ただし、差額ベッド代や食事療養費・入院時生活療養費などは対象になりません。

問い合わせ先	加入している公的医療保険（保険者）の担当窓口 (P9をご参照ください)
--------	--



*については、患者必携「がんになったら手にとるガイド」のP66「公的助成・支援の仕組みを活用する」もご参照ください。

保険者別の問い合わせ先

制度	被保険者	保険者		問い合わせ・申請先
健康保険	健康保険の適用事業所で働く民間企業の勤労者	組合管掌健康保険(組合健保)の場合	健康保険組合	各健保組合担当窓口
		全国健康保険協会管掌健康保険(協会けんぽ)の場合	全国健康保険協会	協会の各都道府県支部
船員保険	船舶の船員	社会保険庁 *平成22年1月1日からは全国健康保険協会		社会保険事務所
共済組合	国家・地方公務員、一部の独立行政法人職員、日本郵政グループ職員、私立学校教職員	共済組合		各共済組合担当窓口
国民健康保険	医療保険対象者	健康保険・船員保険・共済組合等に加入している勤労者以外の一般住民		市町役所の担当窓口 (P20～21をご参照ください)
	退職者医療対象者	被用者年金(厚生年金等)に一定期間加入し、老齢年金給付を受けている75歳未満等の人		市町役所の担当窓口 (P20～21をご参照ください)
後期高齢者医療制度	75歳以上の人と65歳以上の障害者	後期高齢者医療広域連合		都道府県高齢者医療広域連合窓口

◆税金の負担を減らしたい

⇒医療費控除*があります

納税者が、自分や家族のために医療費を支払った場合、所得税の医療費控除が受けられます。医療費の支払いを証明する書類(領収書)を添付して、医療費控除に関する事項を記載した確定申告書を最寄りの税務署に提出してください。なお、確定申告は毎年2月16日から3月15日に行われます。

【医療費控除の対象となる金額】

(実際に支払った額－保険金等で補填される金額)－10万円

問い合わせ先	最寄りの税務署
--------	---------

◆療養などの資金を借りたい

⇒生活福祉資金貸付制度があります

低所得世帯・高齢者世帯・障害者世帯に対して、経済的自立と生活意欲向上のために、公的な資金の貸し付けを行っています。

- ・貸付利率…年3% (修学資金、療養・介護等資金は無利率)
- ・連帯保証人…1名。ただし、資金種類、世帯状況等により、連帯借受人が必要となる場合があります。
- ・貸付金の返還…据置期間(無利率)経過後、月賦・半年賦・年賦いずれかの方法で返還します。

問い合わせ先	市町社会福祉協議会(P22～25をご参照ください)、民生委員
--------	--------------------------------

*については、患者必携「がんになったら手にとるガイド」のP66「公的助成・支援の仕組みを活用する」もご参照ください。

◆母子家庭などの助成を受けたい

⇒ひとり親家庭医療費助成制度*があります

医療保険に加入している、ひとり親家庭の親と子が病気などのため医療機関で診療を受けたとき、窓口で支払う自己負担額を助成する制度です。この助成を受けるには所得制限があり、満18歳に達する日以後、最初の3月31日までの間にある児童を扶養している方が対象になります。

問い合わせ先	市町役所の児童福祉主管課(P20～21をご参照ください)
--------	------------------------------

◆小児がんの医療費助成を受けたい

⇒小児慢性特定疾患治療費助成制度*があります

小児がんの場合、小児慢性特定疾患治療研究事業により、医療費の負担を軽減することができます。

問い合わせ先	宇都宮市こども家庭課(宇都宮市旭1-1-5 電話:028-632-2399)、または各地域の健康福祉センター(P26をご参照ください)
--------	---

◆体に障害が残ったのでサポートを受けたい

⇒身体障害者手帳*を取得しましょう

身体障害者手帳は、視覚障害、聴覚または平衡機能障害、音声言語またはそしゃく機能障害、肢体不自由、心臓・腎臓・呼吸器・膀胱または直腸・小腸・免疫の機能障害の方に対して、その障害の程度に応じて発行されるものです。各種福祉サービスを受けるために必要になります。

受けられるサービスには、医療費の助成や手当て、補装用具や日常生活用具の支給、税金等の減免などがあります。

問い合わせ先	福祉事務所、または市町役所の福祉課(P27、またはP20～21をご参照ください)
--------	--

療養中の所得保障についての相談

◆ 会社を休んで療養する場合の保障を利用したい

⇒ 傷病手当金*を利用しましょう

傷病手当金とは、会社などに勤める人が、病気やけがなどで仕事を休んだために、給料が減るか、もらえなかった場合に所得を保障する仕組みです。休業1日につき、給料（標準報酬）の日割り額の3分の2相当が、最長で1年6ヵ月まで支給されます。

この仕組みを利用できるのは、健康保険や船員保険、共済組合の被保険者本人に限られます。

問い合わせ先	加入している公的医療保険（保険者）の担当窓口 (P9をご参照ください)
--------	--

◆ 仕事を辞めたときの保障を利用したい

⇒ 失業手当を利用しましょう

雇用保険に加入していた方に対し、失業中の生活を支援するために、失業手当が設けられています。再就職の意志があること、退職前の1年間で6ヵ月以上の保険加入期間があることが必要です。給付日数は、加入期間や退職理由、退職年齢によって変わります。

問い合わせ先	住居地を管轄するハローワーク
--------	----------------

◆ 障害のため十分に働けないときの保障を利用したい

⇒ 障害年金*があります

心身に障害があるために働けないか、働くことにはかなりの制限を受ける場合に受けられます。初診日から1年半以上が経過し、初診日に年金に加入しており、加入期間のうち3分の2以上の保険料が納められているなどの要件があります。

問い合わせ先	・国民年金加入の方…市町役所の窓口 (P20～21をご参照ください) ・その他の方…各健康保険組合、または社会保険事務所
--------	--

その他の治療に関する相談

◆ 医療安全や患者の権利に関する相談をしたいとき

医療に関する心配事や苦情について、栃木県医療安全相談センターなどに相談することができます。

問い合わせ先	栃木県医療安全相談センター、各地域の医療安全相談センター
--------	------------------------------

※栃木県医療安全相談センター

住所：宇都宮市埴田1-1-20 県民プラザ内（栃木県庁本館2F）

電話：028-623-3900/FAX：028-623-2057

Eメール：iryuan@snow.ucatv.ne.jp

- ・相談方法：電話、来所による相談のほか、手紙やFAX、Eメールによる相談
- ・相談時間：月～金曜日（9時～11時30分/13時～16時30分）

*については、患者必携「がんになったら手にとるガイド」のP66「公的助成・支援の仕組みを活用する」もご参照ください。

各地域の相談窓口

名 称	住 所	電話番号
県西医療安全相談センター	鹿沼市今宮町 1664-1 (県西健康福祉センター内)	0289-64-3125
県東医療安全相談センター	真岡市荒町 2-15-10 (県東健康福祉センター内)	0285-82-3321
県南医療安全相談センター	小山市犬塚 3-1-1 (県南健康福祉センター内)	0285-22-0302
県北医療安全相談センター	大田原市住吉町 2-14-9 (県北健康福祉センター内)	0287-22-2257
安足医療安全相談センター	足利市真砂町 1-1 (安足健康福祉センター内)	0284-43-2267

◆がんの薬について相談したいとき

- ・化学療法について…認定看護師による専門相談

問い合わせ先	栃木県立がんセンター(認定看護師専門相談) 電話：028-658-5012 相談日：第2木曜日(要予約) 相談場所：栃木県立がんセンター(がん情報・相談支援センター)
--------	--

◆食事や栄養について相談したいとき

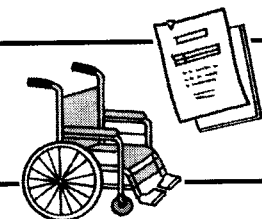
- ・宇都宮市病態別栄養相談

問い合わせ先	宇都宮市保健所健康増進課 電話：028-626-1129 相談日：月曜日(9時30分～15時) 相談場所：宇都宮市保健所
--------	---

- ・各健康福祉センター難病等病態別食生活相談

問い合わせ先	各地域の健康福祉センター(P26をご参照ください)
--------	---------------------------

介護についての相談



◆介護や介護保険の申請について相談したいとき

市町役所や、県庁などのほか、地域包括支援センターでも相談に対応しています。

※参考…介護保険で受けられるサービス

(<http://www.pref.tochigi.lg.jp/question/fukushi/koureisha/qa0403385.html>)

●地域包括支援センターとは……高齢者や病気を抱えた人が、住み慣れた地域で、安心して自分らしい生活を継続してもらうためには、介護をはじめとしたさまざまなサービスを、その人の状態の変化に応じて、切れ目なく提供することが必要です。そのための総合機関として、各市町に設けられているのが地域包括支援センターです。センターでは、介護や介護保険申請のほか、高齢者の人権や財産などに関する相談にも対応し、権利擁護事業や成年後見制度などへの橋渡しも行っています。

問い合わせ先	市町役所(P20～21をご参照ください)の介護保険担当課、栃木県庁高齢対策課(電話：028-623-3048)、または地域包括支援センター
--------	---

※各地域の地域包括支援センターの連絡先は、市町役所に問い合わせるか、ホームページ(<http://www.pref.tochigi.lg.jp/welfare/koureisha/kaigohoken/1184889455152.html>)をご覧ください。

◆介護技術を身に付けたいとき、介護機器について相談したいとき

介護研修センターでは、介護をはじめ、福祉用具や住宅改修などの相談に応じています。また、介護機器の展示もしているため、見学もできます。そのほか、一般の人を対象にした介護、住宅改修、福祉用具についての研修も実施しています。

問い合わせ先	・栃木県介護研修センター（電話：028-621-7928） ・栃木県南介護研修センター（電話：0282-22-7553） ・栃木県北介護研修センター（電話：0287-43-3810）
--------	---

障害や難病についての相談

◆補装具や障害についての相談や判定の手続きをしたいとき

障害に伴う、義肢装具、車いす、補聴器といった補装具・更生医療の給付や、障害程度区分、療育手帳に関する相談や判定、住宅改造や福祉用具の相談などの窓口は、市町村役場となります。

問い合わせ先	各市町村役所（P20～21をご参照ください）の福祉担当窓口
--------	-------------------------------

※その他の障害に関する相談窓口

- ・障害者総合相談所……日常生活についての相談など
電話：028-623-7010
ホームページ（http://www.rhc.pref.tochigi.jp/soudan/s_index.html）
- ・とちぎ福祉プラザ……障害に関する福祉機器の展示
住所：宇都宮市若草1-10-6
電話：028-621-2940/FAX：028-621-5433

◆小児がんなど難病（特定疾患）について相談したいとき

とちぎ難病相談支援センターでは、面接、電話などで療養上、日常生活上の不安や悩みなどの相談を行っています。また、専門医による医療相談を毎月2回行っています。相談はすべて無料です。

医療相談、面接相談は、事前の予約が必要です。相談の内容に応じて、必要な機関に紹介してくれます。また、在宅の患者さんが利用する日常生活用具の展示も行っています。

問い合わせ先	とちぎ難病相談支援センター 電話相談：028-623-6113/FAXでの相談：028-623-7255 ホームページ（ http://www.nanbyo.pref.tochigi.lg.jp/nanbyou/g_soudan/index.html ）
--------	--

◆小児がんなどの生活支援サービスを利用したいとき

地域における難病患者さんの日常生活を支援することにより、難病患者さんの自立と社会参加を促進することを目的としています（難病患者等居宅生活支援事業）。ホームヘルパーの派遣による介護や、短期的な施設入所、日常生活用具の給付などを実施しています。

問い合わせ先	各市町村役所（P20～21をご参照ください）の福祉担当窓口
--------	-------------------------------

※難病患者等居宅生活支援事業の詳細内容については、ホームページ（<http://www.nanbyo.pref.tochigi.lg.jp/kyotaku/index.html>）をご覧ください。

インターネットの情報サイト

◆医療機関などを探したいとき

・「とちぎ医療情報ネット」(<http://www.qq.pref.tochigi.jp/>)
…身近なかかりつけ医や、歯科医、薬局などを探することができます。

また、以下の画面から、条件検索も行えます。

※検索画面 (<http://www.qq.pref.tochigi.jp/>

MI00TPIKSR/ACTBMI00TPIKSR01.do)の使い方の例



「とちぎ医療情報ネット」検索画面の使い方

- ・通院で痛みの相談をしたいとき…検索画面の「学会認定医・専門医」→「地域選択」→条件項目から「ペインクリニック専門医」を選択
- ・在宅で痛みの相談をしたいとき…検索画面の「対応することができる在宅医療」→「地域選択」→条件項目から「疼痛の管理」を選択
- ・訪問リハビリをしている医療機関を探したいとき…検索画面の「対応することができる在宅医療」→「地域選択」→条件項目から「在宅訪問リハビリテーション指導管理」を選択
- ・在宅で訪問歯科診療を受けたいとき…検索画面の「対応することができる在宅医療」→「地域選択」→条件項目から「往診(訪問歯科診療)(24時間往診可能)」を選択

◆訪問看護を受けたいとき

・栃木県看護協会 (<http://www.t-kango.or.jp/all/visiting/address.htm>) …栃木県看護協会の設置する県内の訪問看護ステーションの連絡先などが掲載されています。

◆福祉の相談窓口を知りたいとき

・とちぎ福祉ナビゲーション (<http://www.tochigikenshaky.jp/db/soudan/index.html>) …福祉にかかわる各種相談窓口の検索をすることができます。

各種相談窓口の連絡先

栃木県内の市町役所一覧 (2009年4月現在)

※掲載内容には変更がある場合がありますので、ご注意ください。

市町名	住 所	代表電話番号
宇都宮市	〒 320-8540 宇都宮市旭 1-1-5	028-632-2222
足利市	〒 326-8601 足利市本城 3-2145	0284-20-2222
栃木市	〒 328-8686 栃木市入舟町 7-26	0282-22-3535
佐野市	〒 327-8501 佐野市高砂町 1	0283-24-5111
鹿沼市	〒 322-8601 鹿沼市今宮町 1688-1	0289-64-2111
日光市	〒 321-1292 日光市今市本町 1	0288-22-1111
小山市	〒 323-8686 小山市中央町 1-1-1	0285-23-1111
真岡市	〒 321-4395 真岡市荒町 5191	0285-82-1111
大田原市	〒 324-8641 大田原市本町 1-4-1	0287-23-1111
矢板市	〒 329-2192 矢板市本町 5-4	0287-43-1111
那須塩原市	〒 325-8501 那須塩原市共壘社 108-2	0287-62-7117
さくら市	〒 329-1392 さくら市氏家 2771	028-681-1111
那須烏山市	〒 321-0595 那須烏山市大金 240 (南那須庁舎)	0287-88-7111
	〒 321-0692 那須烏山市中央 1-1-1 (烏山庁舎)	0287-83-1111

市町名	住 所	代表電話番号
下野市	〒 329-0492 下野市小金井 1127	0285-40-5551
河内郡	上三川町 〒 329-0696 上三川町しらさぎ 1-1	0285-56-9111
上都賀郡	西方町 〒 322-0692 西方町大字本城 1	0282-92-0300
芳賀郡	益子町 〒 321-4293 益子町大字益子 2030	0285-72-2111
	茂木町 〒 321-3598 茂木町大字茂木 155	0285-63-1111
	市貝町 〒 321-3493 市貝町大字市塙 1280	0285-68-1111
	芳賀町 〒 321-3392 芳賀町大字祖母井 1020	028-677-1111
下都賀郡	壬生町 〒 321-0292 壬生町通町 12-22	0282-81-1806
	野木町 〒 329-0195 野木町大字丸林 571	0280-57-4111
	大平町 〒 329-4492 大平町大字富田 558	0282-43-9204
	藤岡町 〒 323-1192 藤岡町大字藤岡 1022-5	0282-62-0900
	岩舟町 〒 329-4392 岩舟町大字静 5132-2	0282-55-7751
	都賀町 〒 328-0192 都賀町大字家中 5982-1	0282-29-1100
塩谷郡	塩谷町 〒 329-2292 塩谷町大字玉生 741	0287-45-1111
	高根沢町 〒 329-1292 高根沢町大字石末 2053	028-675-8100
那須郡	那須町 〒 329-3292 那須町大字寺子丙 3-13	0287-72-6901
	那珂川町 〒 324-0692 那珂川町馬頭 409	0287-92-1111

栃木県内の市町社会福祉協議会一覧 (2009年4月現在)

※掲載内容には変更がある場合がありますので、ご注意ください。

社協名	本所・支所	住 所	電話番号	FAX 番号
宇都宮市 社会福祉 協議会	本所	〒320-0806 宇都宮市中央 1-1-15 総合福祉センター内	028 636-1215	028 638-9856
	河内 支所	〒329-1102 宇都宮市白沢町 385 総合福祉センター内	028 673-8453	028 673-1029
	上河内 支所	〒321-0407 宇都宮市松田新田町 116-1 老人福祉センター内	028 674-4003	028 674-4258
足利市 社会福祉 協議会		〒326-0064 足利市東砂原後町 107 総合福祉センター内	0284 44-0322	0284 44-0529
栃木市 社会福祉 協議会		〒328-0027 栃木市今泉町 2-1-40 保健福祉センター内	0282 22-4457	0282 22-4467
佐野市 社会福祉 協議会	本所	〒327-0003 佐野市大橋町 3212-2 総合福祉センター内	0283 22-8100	0283 22-8199
	葛生 支所	〒327-0506 佐野市葛生 3084 あくとプラザ健康福祉センター内	0283 86-2940	0283 86-2941
	田沼 支所	〒327-0323 佐野市戸奈良 1-1 文化福祉センター内	0283 61-1139	0283 62-5695
鹿沼市 社会福祉 協議会	本所	〒322-0043 鹿沼市万町 931-1 総合福祉センター内	0289 65-5191	0289 62-9361
	粟野 支所	〒322-0305 鹿沼市口粟野 1817	0289 85-7222	0289 85-7050
日光市 社会福祉 協議会	本所	〒321-1261 日光市今市 511-1	0288 21-2759	0288 21-3110
	日光 支所	〒321-1435 日光市花石町 1942-1	0288 54-2143	0288 53-0539

社協名	本所・支所	住 所	電話番号	FAX 番号
日光市 社会福祉 協議会	足尾 支所	〒321-1524 日光市足尾町赤沢 3-23	0288 93-0002	0288 93-0010
	藤原 支所	〒321-2522 日光市鬼怒川温泉大原 2	0288 77-2777	0288 77-2778
	栗山 支所	〒321-2712 日光市日陰 575	0288 97-1188	0288 97-1555
小山市 社会福祉 協議会		〒323-0023 小山市中央町 1-1-1 市役所別館	0285 22-9501	0285 22-2940
真岡市 社会福祉 協議会		〒321-4305 真岡市荒町 110-1 総合福祉保健センター内	0285 82-8844	0285 82-5516
大田原市 社会福祉 協議会	本所	〒324-0043 大田原市浅香 3-3578-17 福祉センター内	0287 23-1130	0287 23-1138
	黒羽 支所	〒324-0234 大田原市前田 119	0287 54-1849	0287 54-2745
	湯津上 支所	〒324-0404 大田原市佐良土 1396 佐良土多目的交流センター内	0287 98-3715	0287 98-8011
矢板市 社会福祉 協議会		〒329-2164 矢板市本町 5-4	0287 43-8700	0287 43-5404
那須塩原市 社会福祉 協議会	本所	〒329-2705 那須塩原市南郷屋 5-163 健康長寿センター内	0287 37-5122	0287 36-8710
	黒磯 支所	〒325-0042 那須塩原市桜町 1-5 いきいきふれあいセンター	0287 63-3868	0287 63-3518
	塩原 支所	〒329-2921 那須塩原市下塩原 291 ゆっくりセンター内	0287 32-5216	0287 32-5220

社協名	本所・支所	住 所	電話番号	FAX 番号
さくら市 社会福祉 協議会	本所	〒329-1412 さくら市喜連川904 喜連川社会福祉センター内	028 686-2670	028 686-2423
	氏家 支所	〒329-1311 さくら市桜野1329 氏家福祉センター内	028 682-2217	028 682-9888
那須烏山市 社会福祉 協議会	本所	〒321-0526 那須烏山市田野倉85-1 保健福祉センター内	0287 88-7881	0287 88-9747
	烏山 支所	〒321-0626 那須烏山市初音9-7 社会福祉センター内	0287 84-1294	0287 84-1376
下野市 社会福祉 協議会	本所	〒329-0414 下野市小金井789 保健福祉センターゆうゆう館内	0285 43-1236	0285 44-5807
	南河内 支所	〒323-0101 下野市三王山698-5 ふれあい館内	0285 47-1123	0285 47-1121
	石橋 支所	〒329-0502 下野市下古山1220 保健福祉総合センターきらら館内	0285 52-1135	0285 52-1239
上三川町 社会福祉 協議会		〒329-0617 上三川町上蒲生127-1	0285 56-3166	0285 56-3164
西方町 社会福祉 協議会		〒322-0604 西方町大字元1601-1	0282 92-8080	0282 92-8351
真岡市 社会福祉 協議会 二宮分室		〒321-4507 二宮町石島893-15 役場内	0285 74-0339	0285 74-4288
益子町 社会福祉 協議会		〒321-4217 益子町益子1532-5 福祉センター内	0285 70-1117	0285 72-9141
茂木町 社会福祉 協議会		〒321-3531 茂木町茂木1043-1 保健福祉センター元気アップ館内	0285 63-4969	0285 63-5070
市貝町 社会福祉 協議会		〒321-3423 市貝町大字市場1720-1 保健福祉センター内	0285 68-3151	0285 68-3553

社協名	本所・支所	住 所	電話番号	FAX 番号
芳賀町 社会福祉 協議会		〒321-3304 芳賀町大字祖母井297-1 トレーニングセンター内	028 677-4711	028 677-4732
壬生町 社会福祉 協議会		〒321-0214 壬生町壬生甲3843-1 保健福祉センター内	0282 82-7899	0282 82-3589
野木町 社会福祉 協議会		〒329-0101 野木町大字友沼5840-7 ホープ館	0280 57-3100	0280 57-3101
大平町 社会福祉 協議会		〒329-4415 大平町大字真弓1396 ふるさとふれあい館内	0282 43-0294	0282 43-0644
藤岡町 社会福祉 協議会		〒323-1104 藤岡町藤岡810 福祉センター内	0282 62-5861	0282 62-5869
岩舟町 社会福祉 協議会		〒329-4308 岩舟町下津原155-19 母子健康センター内	0282 55-2438	0282 55-5590
都賀町 社会福祉 協議会		〒328-0111 都賀町大字家中5982-1 都賀町役場内	0282 28-0254	0282 28-0323
塩谷町 社会福祉 協議会		〒329-2221 塩谷町大字玉生872 老人福祉センター内	0287 45-0133	0287 45-2413
高根沢町 社会福祉 協議会		〒329-1225 高根沢町大字石末1825 福祉センター内	028 675-4777	028 675-6953
那須町 社会福祉 協議会		〒329-3222 那須町大字寺子乙2566-1 ゆめプラザ那須内	0287 72-5133	0287 72-0416
那珂川町 社会福祉 協議会	本所	〒324-0613 那珂川町馬頭560-1 総合福祉センター内	0287 92-2226	0287 92-1295
	小川 支所	〒324-0501 那珂川町小川1065 すこやか共生館内	0287 96-4649	0287 96-4651

栃木県内の健康福祉センター一覧 (2009年4月現在)

※掲載内容には変更がある場合がありますので、ご注意ください。

名称	住所	電話番号	管轄市町
宇都宮市保健所	〒321-0974 宇都宮市竹林町 972	028 626-1114	宇都宮市
県西健康福祉センター	〒322-0068 鹿沼市今宮町 1664-1	0289 64-3125	鹿沼市、日光市、 西方町
県東健康福祉センター	〒321-4305 真岡市荒町 2-15-10	0285 82-3323	真岡市、益子町、 茂木町、市貝町、 芳賀町
県南健康福祉センター	〒323-0811 小山市犬塚 3-1-1	0285 22-1219	小山市、下野市、 栃木市、 上三川町、 野木町、壬生町、 大平町、藤岡町、 岩舟町、都賀町
県北健康福祉センター	〒324-0057 大田原市住吉町 2-14-9	0287 22-2679	大田原市、 那須塩原市、 矢板市、さくら市、 那須烏山市、 那須町、塩谷町、 高根沢町、 那珂川町
安足健康福祉センター	〒326-0032 足利市真砂町 1-1	0284 41-5895	足利市、 佐野市

栃木県内の市福祉事務所一覧 (2009年4月現在)

※掲載内容には変更がある場合がありますので、ご注意ください。

福祉事務所名	住所	電話番号
宇都宮市社会福祉事務所	〒320-8540 宇都宮市旭 1-1-5	028-632-2374
足利市福祉事務所	〒326-8601 足利市本城 3-2145	0284-20-2133
栃木市福祉事務所	〒328-0016 栃木市入舟町 7-26	0282-22-2516
佐野市福祉事務所	〒327-0022 佐野市高砂町 3061	0283-20-3020
鹿沼市福祉事務所	〒322-0068 鹿沼市今宮町 1688-1	0289-63-2173
日光市福祉事務所	〒321-1292 日光市今市本町 1	0288-21-5149
小山市福祉事務所	〒323-0023 小山市中央町 1-1-1	0285-22-9622
真岡市福祉事務所	〒321-4305 真岡市荒町 6063	0285-83-6063
大田原市福祉事務所	〒324-8641 大田原市本町 1-4-1	0287-23-8637
矢板市福祉事務所	〒329-2194 矢板市本町 5-4	0287-43-1116
那須塩原市福祉事務所	〒325-0027 那須塩原市共墾社 108-2	0287-62-7136
さくら市福祉事務所	〒329-1311 さくら市氏家 2771	028-681-1116
那須烏山市福祉事務所	〒321-0526 那須烏山市田野倉 85-1	0287-88-7115
下野市福祉事務所	〒329-0594 下野市石橋 522-4	0285-52-1112

※市以外にお住まいの方は、役場にご連絡ください。

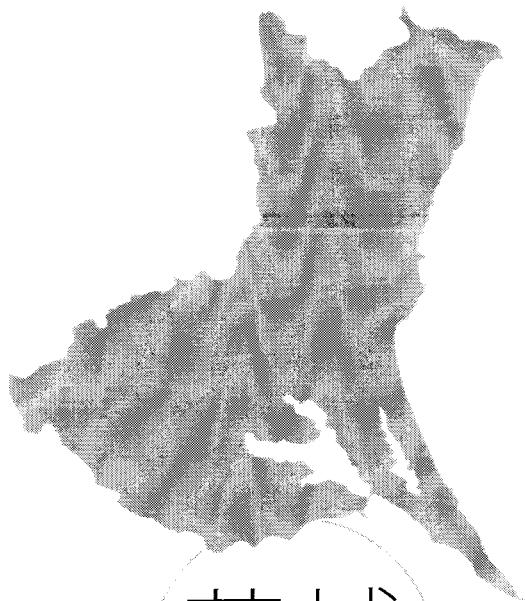
患者必携

国立がんセンター
がん情報サービス

ganjoho.jp

地域の 療養情報

試作版



茨城
Ibaraki

CONTENTS

がん相談支援センターとは?	2
茨城県のがん相談支援センター	4 ~ 23

がん相談支援センターとは？

「がんと診断されたけれど、心の整理がつかない」「がんの治療や療養についての情報がほしい」「医療費のことが心配」「退院後の生活は？」「職場復帰はどのように？」……など、がんという病気にはさまざまな不安や心配がつきまといまいます。そんな患者さんや家族のお話にじっくり耳を傾け、一人一人に合った解決方法をともに探していくのが「がん相談支援センター」です。

がん相談支援センターには、がんの病気のことや治療法、地域の医療施設、療養を支える仕組みなどの情報が集められています。そして、看護師やソーシャルワーカーなどの専門相談員が、患者さんや家族をサポートします。

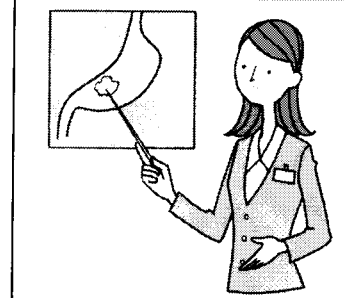
●がん相談支援センターでは、こんな相談におこたえしています

- ・ **医療相談／よろず相談** 診断や治療に関する医療相談、医療費、福祉、介護サービスなどのよろず相談におこたえします。
- ・ **退院調整** 自宅や地域の医療機関（かかりつけ医、訪問看護など）に移る場合に不都合が生じないように、退院の準備をお手伝いします。
- ・ **在宅療養支援** 外来通院中や在宅療養中の患者さんと家族が安心して必要な医療を受けられるように支援します。
- ・ **情報提供** がん医療についての幅広い情報を提供しています。

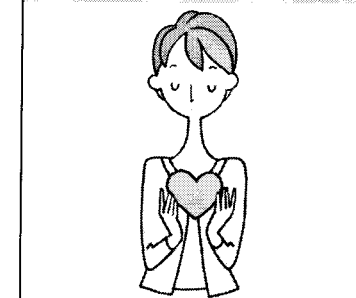
※このほかにも、がんに関する相談なら何でも結構です。患者さん、家族、どなたでもお気軽にご相談ください。

●がん相談支援センターはこんなところです

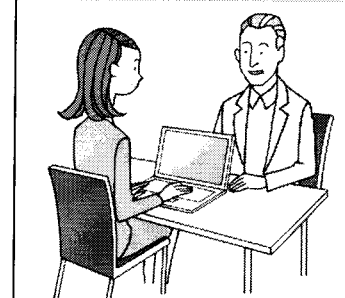
あなたの理解を助けます



あなたの心を支えます



あなたと一緒に探します



あなたの生活を支援します



あなたに合った情報を提供します



あなたの家族も支えます



茨城県のがん相談支援センター

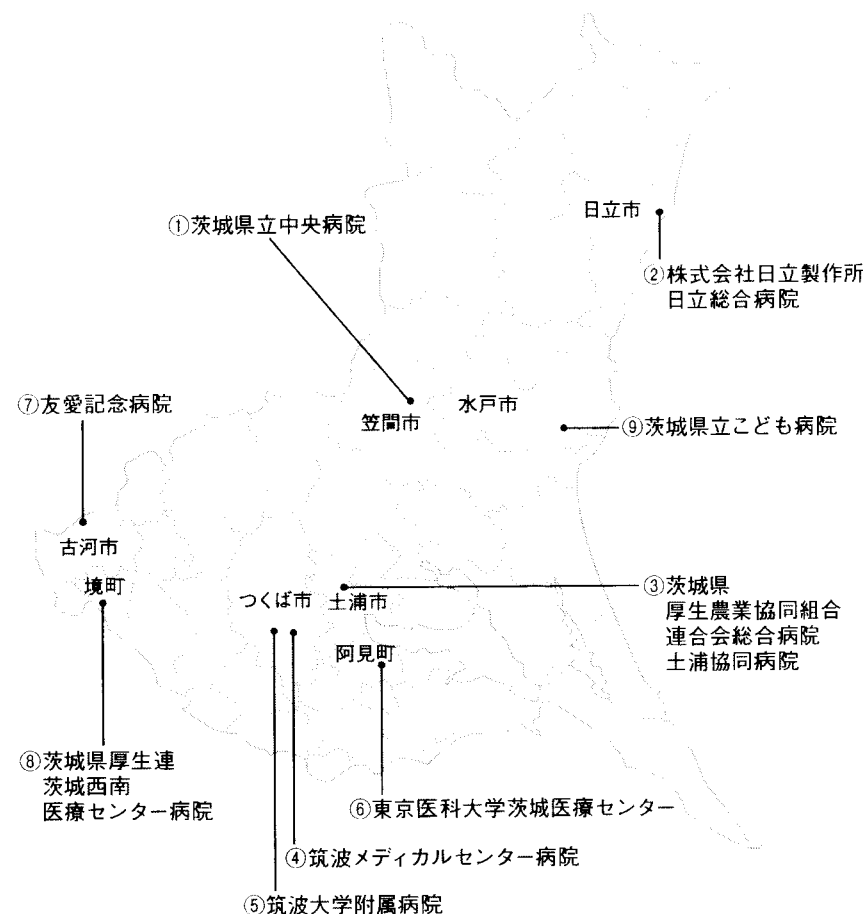
がん相談支援センターは、がん医療の中核となるがん診療拠点病院*のすべてに設置されています。茨城県には、8カ所のがん相談支援センターと、小児がんを専門とする医療相談センターが1カ所あります。

- ①茨城県立中央病院 相談支援センター
- ②株式会社日立製作所 日立総合病院 がん相談支援室
- ③茨城県厚生農業協同組合連合会総合病院 土浦協同病院 相談支援センター
- ④筑波メディカルセンター病院 患者家族相談支援センター
- ⑤筑波大学附属病院 がん患者相談・支援部門
- ⑥東京医科大学茨城医療センター 相談支援センター
- ⑦友愛記念病院 がん相談支援センター
- ⑧茨城県厚生連 茨城西南医療センター病院 がん相談支援センター
- ⑨茨城県立こども病院 成育在宅支援室

※P6～にそれぞれのがん相談支援センターを紹介しています。

*がん診療連携拠点病院とは、全国どこでも質の高いがん医療が受けられるようにするために、県知事が推薦し、厚生労働大臣が指定した医療機関です。都道府県ごとにおよそ1カ所置かれる都道府県がん診療連携拠点病院と、地域ごとに整備される地域がん診療連携拠点病院があります。これらの拠点病院では、診療のほか、医療従事者の育成や、がん医療の研究推進を目的とした患者さん情報の登録（がん登録）を行っています。また、患者さんや家族の不安や疑問にこたえる窓口として、「相談支援センター」も設けています。

茨城県内のがん診療連携拠点病院



①茨城県立中央病院

〒309-1793 茨城県笠間市鯉淵6528

電話：0296-77-1121

ホームページ <http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/hoken/cyubyo/index.html>

■相談支援センター

電話：0296-78-5420(直通)

FAX：0296-78-5421(直通)

e-mail：soudansien@chubyoin.pref.ibaraki.jp

ホームページ：<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/hoken/cyubyo/cancer/pamphlet/soudan-center.pdf>

- 受付窓口：相談支援センター
- 受付時間：月～金9:00～16:00
- 場所：1階 相談支援センター
- 電話相談：0296-78-5420(直通)
- 担当者：看護師、ソーシャルワーカー
- 予約：不要（※相談が重なった場合は、予約の方を優先いたします。あらかじめお電話をいただければ、日程調整をいたします）
- 料金：無料
- 時間制限：なし

特徴

- ・予約が不要ですので、いつでもお気軽にご相談いただけます。
- ・時間制限がありませんので、電話相談でも対面相談でも、時間を気にしないでご相談いただけます。
- ・セカンドオピニオンを希望される方には、相談支援センターのスタッフがはじめからサポートします。

セカンドオピニオンのご案内 ※この病院で治療していなくても受診できます。

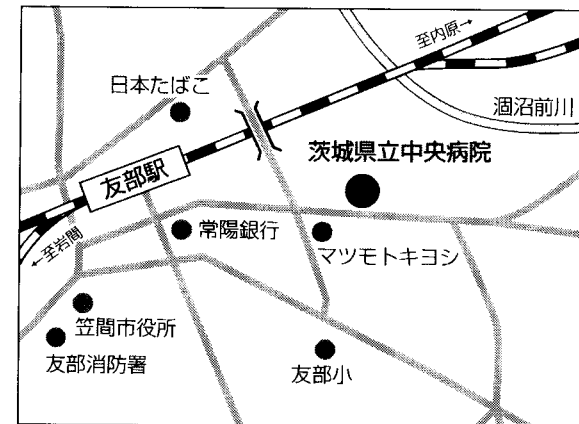
- ・電話：0296-78-5420(直通) (相談支援センター)
- ・直接来院しての予約：1階 相談支援センターへ
- ・料金：30分 10,500円
- ・完全予約制

がんに関する専門外来 ※この病院で治療していなくても受診できます。

- ・病理外来：病理結果について説明を受けたい方
- ・緩和ケア外来：緩和ケアについて相談をしたい方
- ・禁煙外来：禁煙をしたい方
- ・コンチネンス外来：尿漏れ、排尿障害に悩んでいる方
- ・アスベスト外来：アスベストによる健康被害のおそれのある方
- ・乳腺外来：乳がんの疑いのある方、乳がんと診断された方

※専門外来受診は総合案内(0296-77-1121)にお問い合わせください。

【詳細地図】



最寄駅：JR常磐線 友部駅から徒歩15分

バス：友部駅から中央病院行き「中央病院」下車

最寄IC：常磐自動車道 水戸ICから20分、岩間ICから20分、友部ICから15分

北関東自動車道 友部ICから15分

②株式会社日立製作所 日立総合病院

〒317-0077 茨城県日立市城南町2-1-1

電話：0294-23-1111

ホームページ <http://www.hitachi.co.jp/hospital/hitachi/>

■がん相談支援室

電話：0294-23-1111 (内線4221、4416)

FAX：0294-23-8416 (直通)

e-mail：webkanrisha.nichibyogd@hitachi.com

ホームページ：<http://www.hitachi.co.jp/hospital/hitachi/annai/center/index.html>

- 受付窓口：がん相談支援室
- 受付時間：月～金 9:00～16:30
- 場所：本館1階 11番 医療サポートセンタ窓口
- 担当者：ソーシャルワーカー、看護師
- 予約：不要ですが予約を優先します。予約なしの場合お待ちいただくこともあります。
- 料金：無料
- 制限時間：面接は30分～1時間程度
(※電話相談は1回15分程度が目安です)

特徴

- ・電話相談でも対面相談でも、ご相談いただけます。
- ・緩和ケアに関する相談を行っています。
- ・アスベストによる肺がんや中皮腫に関する医療相談を行っています。

セカンドオピニオンのご案内 ※この病院で治療していなくても受診できます。

- ・電話：0294-23-8343 (地域医療連携室)
- ・直接来院しての予約 10番窓口「紹介患者さま受付」へ
- ・料金：30分まで10,500円、以後30分ごとに5,250円加算
- ・完全予約制

*セカンドオピニオンを実施している診療科

内科(消化器、呼吸器、血液)、外科(消化器、呼吸器)、
泌尿器科、皮膚科、形成外科

がんに関する専門外来 ※この病院で治療していなくても受診できます。

- ・乳腺外来：乳がんの疑いのある方、乳がんと診断された方
- ・リンパ浮腫外来：乳がん手術の後遺症でリンパ浮腫を思い、お悩みの方

※専門外来受診は総合案内(0294-23-1111)にお問い合わせください。

【詳細地図】



最寄駅：JR常磐線日立駅 中央口下車

バス：日立駅から、日立総合病院行き(直通バス) 終点

国道経由環状線または多賀・水戸方面行き「日立病院前」下車

最寄IC：常磐自動車道 日立中央ICから10分

③茨城県厚生農業協同組合連合会 総合病院 土浦協同病院

〒300-0053 茨城県土浦市真鍋新町11-7
電話：029-823-3111
ホームページ <http://www.tkgh.jp/index.html>

■相談支援センター

電話：029-823-3111 (内線7110)

FAX：029-824-6657 (直通)

e-mail：gsoudan@tkgh.jp

ホームページ：<http://www.tkgh.jp/index.html>

- 受付窓口：地域がんセンター1階 事務室
- 受付時間：月～金 8:30～17:00
- 場所：地域がんセンター1階 相談支援センター
- 電話相談：029-823-3111 (内線7110)
- 担当者：看護師、ソーシャルワーカー、事務職員
- 予約：不要（※面談を希望される場合は、電話での予約が必要です。当日直接来室された場合、はお待ちいただくこともあります）
- 料金：無料
- 制限時間：電話相談は30分程度、面談は60分程度が目安です。

特徴

- ・地域がんセンターが独立した建物となっており、その1階に相談支援センター事務室があります。
- ・予約が不要ですので、いつでもお気軽にご相談いただけます。
- ・緩和ケアに関する相談を行っています。
- ・当院では、胆道、膵臓、肺など完治の難しいがんや、病期の進んだがんなど、いわゆる難治性のがんの診療に取り組んでいます。

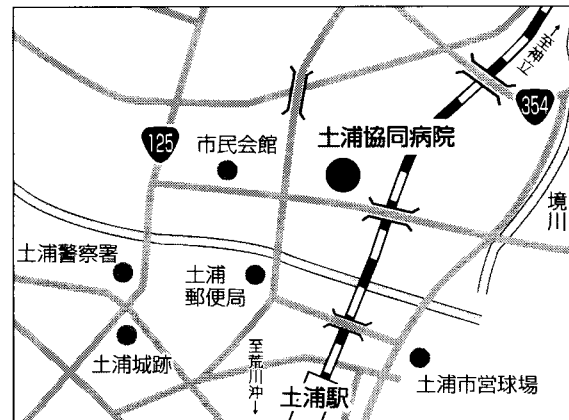
セカンドオピニオンのご案内 ※この病院で治療していなくても受診できます。

- ・電話：029-823-3111 (総合案内)
- ・料金：8,400円 (時間制限なし)
- ・完全予約制

がんに関する専門外来 ※この病院で治療していなくても受診できます。

- ・禁煙外来：禁煙をしたい方
 - ・乳腺外来：乳がんの疑いのある方、乳がんと診断された方
 - ・消化器ストーマ外来：消化器ストーマ (人工肛門) を有する方
 - ・泌尿器ストーマ外来：尿路ストーマ (人工膀胱) を有する方
- ※専門外来受診は総合案内 (029-823-3111) にお問い合わせください。

【詳細地図】



最寄駅：JR常磐線 土浦駅から徒歩15分

バス：土浦駅から(4番ホーム)協同病院行き「土浦協同病院前」下車

最寄IC：常磐自動車道 桜土浦ICから15分、土浦北ICから15分

④ 筑波メディカルセンター病院

〒305-8558 茨城県つくば市天久保1-3-1

電話：029-851-3511

ホームページ <http://www.tmch.or.jp/center/index.html>

■患者家族相談支援センター

電話：029-851-3511 (代表)

FAX：029-852-9061 (直通)

e-mail：hp@tmch.or.jp

ホームページ：<http://www.tmch.or.jp/hosp/b81.html>

- 受付窓口：患者家族相談支援センター
- 受付時間：(面談)月～金 9:30～16:30
(電話相談)9:30～16:30
- 場所：外来棟2階 患者家族相談支援センター
- 電話相談：029-851-3511 (代表)
029-858-5377 (直通)
- 担当者：看護師、ソーシャルワーカー
- 予約：不要 (*相談が重なった場合は予約の方を優先いたします。あらかじめお電話をいただければ日程調整をいたします)
- 料金：無料 ● 制限時間：なし

特徴

- ・予約が不要ですので、いつでもお気軽にご相談いただけます。
- ・セカンドオピニオンを希望される方には、相談支援センターのスタッフがサポートいたします。
- ・他医療機関へのセカンドオピニオンも積極的に推進していますので、相談支援センターにご相談ください。
- ・緩和ケアに関する相談も行っています。

セカンドオピニオンのご案内

- ・電話：029-851-3511 (代表)
029-858-5377 (直通) (相談支援センター)
- ・直接来院しての予約：外来棟2階 相談支援センターへ
- ・料金：1時間10,500円
- ・完全予約制

【詳細地図】



最寄駅：つくばエクスプレス つくば駅

バス：つくば駅から、つくばセンター～筑波大学循環バス(右回り・左回り)、
「筑波メディカルセンター前」下車、徒歩4分

最寄IC：常磐自動車道 谷田部ICより17分

⑤ 筑波大学附属病院

〒305-8576 茨城県つくば市天久保2-1-1

電話：029-853-3900

ホームページ <http://www.s.hosp.tsukuba.ac.jp/>

■がん患者相談・支援部門(総合がん診療センター内)

電話：029-853-7970(直通)

FAX：029-853-3404(直通)

e-mail：ccc@un.tsukuba.ac.jp

ホームページ：

①<http://www.s.hosp.tsukuba.ac.jp/soudan/gan.php>

②<http://www.tsukuba-ccc.jp/>

- 受付窓口：総合がん診療センター がん患者相談・支援部門
- 受付時間：平日9:00～12:00 / 13:00～16:00
- 場所：B棟2階
- 電話相談：029-853-7970(直通)
- 担当者：臨床心理士・ソーシャルワーカー
- 予約：不要(※面接相談は予約が必要です)
- 料金：無料
- 制限時間：なし

特徴

- ・時間制限がありませんので、電話相談でも対面相談でも、時間を気にしないでご相談いただけます。
- ・心理専門職として臨床心理士が相談に当たっています。

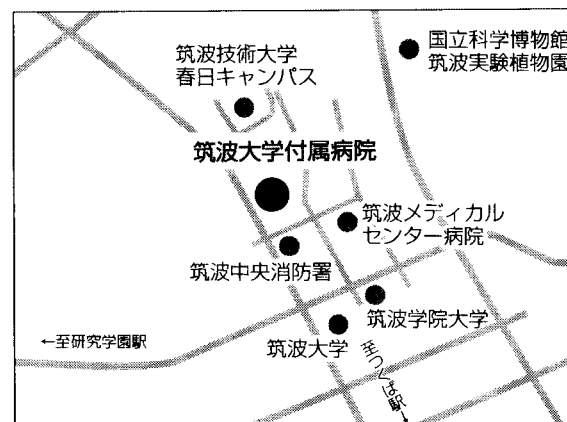
セカンドオピニオンのご案内 ※この病院で治療していなくても受診できます。

- ・電話：029-853-3562(セカンドオピニオン外来担当)
- ・料金：1時間まで12,600円、以後30分ごとに5,040円加算
- ・完全予約制

がんに関する専門外来 ※この病院で治療していなくても受診できます。

- ・緩和ケア外来：緩和ケアを受けたい方
 - ・排泄・尿失禁ケア外来：排泄・尿失禁で悩んでいる方
 - ・アスベスト外来：アスベストによる健康被害のおそれのある方
 - ・乳腺外来：乳がんの疑いがある方、乳がんと診断された方
- ※専門外来受診は総合案内(029-853-3900)にお問い合わせください。

【詳細地図】



最寄駅：つくばエクスプレス つくば駅
バス：つくば駅から、つくばセンター～筑波大学循環(右回り)、筑波山行きなど、
「筑波大学病院入口」下車
JR常磐線土浦駅から筑波大学中央行き「筑波大学病院入口」下車
東京駅八重洲南口から高速バス、筑波大学行き(つくば号)、
「筑波大学病院入口」下車
最寄IC：常磐自動車道 桜土浦ICから15分

⑥ 東京医科大学茨城医療センター (旧東京医科大学霞ヶ浦病院)

〒300-0395 茨城県稲敷郡阿見町中央3-20-1
電話：029-887-1161
ホームページ <http://ksm.tokyo-med.ac.jp/>

■相談支援センター

電話：029-887-1157(直通)
FAX：029-887-1179(直通)
e-mail：k-shien@tokyo-med.ac.jp
ホームページ：<http://ksm.tokyo-med.ac.jp/Page/Riyou/Soudan/center>

- 受付窓口：相談支援センター
- 受付時間：月～金 8:30～16:40
第1・3・5土曜日午前 8:30～11:40
- 場所：管理棟1階相談支援センター
- 電話相談：029-887-1157(直通)
- 担当者：ソーシャルワーカー・看護師
- 予約：不要(※内容によっては、相談予定日や担当者を調整いたします。
相談が重なった場合は、予約の方を優先いたします。あらかじめお電話をいただければ、日程調整をいたします)
- 料金：無料
- 制限時間：なし

特徴

- ・予約が不要ですので、いつでもお気軽にご相談いただけます。
- ・時間制限がありませんので、電話相談でも対面相談でも、時間を気にしないでご相談いただけます。
- ・土曜日(第1・3・5の午前 8:30～11:40)も相談を行っています。
- ・緩和ケアに関する相談も行っています。

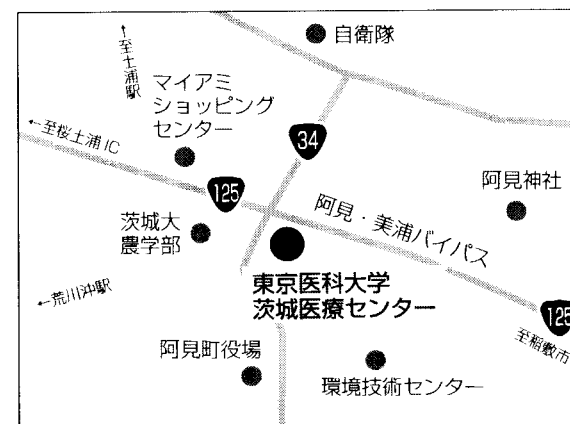
セカンドオピニオンのご案内 ※この病院で治療していなくても受診できます。

- ・電話：029-887-1161(内線1333)(医療連携室)
- ・料金：30分まで10,500円、以後30分ごとに5,250円加算
- ・完全予約制

がんに関する専門外来 ※この病院で治療していなくても受診できます。

- ・禁煙外来：禁煙をしたい方
 - ・消化器腫瘍外来：消化器腫瘍に対する内視鏡切除や化学療法を行っています。
 - ・肝腫瘍外来：肝腫瘍の各種治療を行っています。
 - ・乳腺病理外来：乳がんの細胞を診ながらがんの特性を説明します。
- ※専門外来受診は総合案内(029-887-1161)にお問い合わせください。

【詳細地図】



最寄駅：JR常磐線 土浦駅・荒川沖駅

バス：土浦駅から阿見町中央公民館行き・荒川沖駅から阿見坂下行き、いずれも「東京医科大学霞ヶ浦病院前」下車

最寄IC：常磐自動車道 桜土浦ICから約6km 10分

⑦友愛記念病院

〒306-0232 茨城県古河市東牛谷707

電話：0280-97-3340

ホームページ <http://www.yuai-hosp-jp.org/>

■相談支援センター

電話：0280-97-3353 (直通)

0280-97-3000 (内線2052,2037)

FAX：0280-97-3001

e-mail：yuai@yuai-hosp-jp.org

ホームページ：http://www.yuai-hosp-jp.org/html/11_consult_04.html

- 受付窓口：がん相談支援センター
- 受付時間：月～金 9:00～12:00、13:30～16:00
土曜日 9:00～12:30
- 場所：1階正面受付隣り
- 電話相談：0280-97-3353 (直通)
0280-97-3000 (内線2052,2037)
- 担当者：ソーシャルワーカー、医師、看護師
- 予約：必要
- 料金：無料
- 制限時間：60分

特徴

- 土曜日(9:00～12:30)も相談を行っています。
- 緩和ケアに関する相談も行っています。
- アスベストによる肺がんや中皮腫に関する医療相談を行っています。

セカンドオピニオンのご案内 ※この病院で治療していなくても受診できます。

・電話：0280-97-3000 (代表)

※セカンドオピニオン希望であることを伝えてください。担当部署におつなぎします。

・料金：通常の外来診療と同じ

・完全予約制

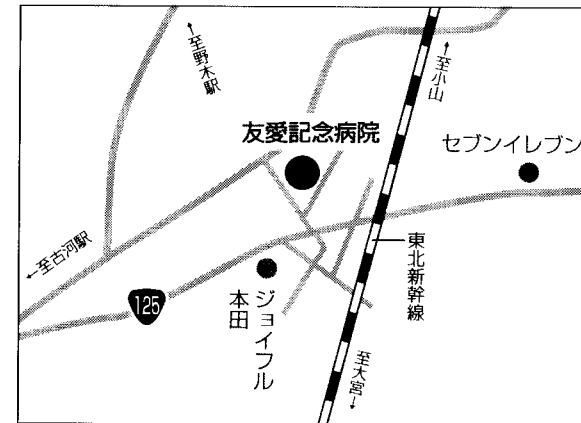
がんに関する専門外来 ※この病院で治療していなくても受診できます。

・禁煙外来：禁煙をしたい方

・乳腺外来：乳がんの疑いがある方、乳がんと診断された方

※専門外来受診は総合案内(0280-97-3000)にお問い合わせください。

【詳細地図】



最寄駅：JR東北本線(宇都宮線)古河駅・野木駅からタクシー約10分

バス：古河駅から友愛記念病院行き、終点

または菅谷・諸川行き「友愛記念病院入口」下車

⑧ 茨城県厚生連 茨城西南医療センター病院

〒306-0433 茨城県猿島郡境町2190

電話：0280-87-8111

ホームページ <http://www.seinan-mch.or.jp/top.html>

■がん相談支援センター（医療相談室内）

電話：0280-87-6704（直通）

0280-87-8111（内線253）

FAX：0280-87-8399（直通）

e-mail：s-center@trust.ocn.ne.jp

ホームページ：

<http://www.seinan-mch.or.jp/shinryouinfo/gan.html>

- 受付窓口：がん相談支援センター
- 受付時間：月～金 8:30～17:00
第1・3土曜日 8:30～12:30
- 場所：2階 医療相談室内（総合検診センター隣り）
- 電話相談：0280-87-6704（直通）
0280-87-8111（内線253）
- 担当者：ソーシャルワーカー
- 予約：不要（※相談が重なった場合は、予約の方を優先いたします。あらかじめお電話をいただければ、日程調整をいたします）
- 料金：無料
- 時間制限：なし

特徴

- ・予約が不要ですので、いつでもお気軽にご相談いただけます。
- ・時間制限がありませんので、電話相談でも対面相談でも、時間を気にしないでご相談いただけます。
- ・土曜日（第1・3・5の8:30～12:30）も相談を行っています。
- ・がん治療に対して不安が大きい方には、カウンセリングなども行っています。
- ・緩和ケアに関する相談も行っています。

セカンドオピニオンのご案内 ※この病院で治療していなくても受診できます。

- ・電話：0280-87-8111（各診療科へ）
- ・セカンドオピニオンは各診療科外来にて受け付けています。
- ・料金：通常の外来診療と同じ
- ・完全予約制

がんに関する専門外来 ※この病院で治療していなくても受診できます。

- ・禁煙外来：禁煙をしたい方

※専門外来受診は総合案内（0280-87-8111）にお問い合わせください。

【詳細地図】



最寄駅：JR宇都宮線 栗橋駅からタクシー 20分、

JR東北線（宇都宮線）古河駅からタクシー 25分

バス：東武線 東武動物公園駅から境車庫行き、古河駅から境車庫行き、
いずれも「松岡町北」下車

最寄IC：常磐自動車道 谷和原ICから45分、東北自動車道 久喜ICから35分

⑨茨城県立こども病院：小児がん

〒311-4145 茨城県水戸市双葉台 3-3-1

電話：029-254-1151

ホームページ <http://www.ibaraki-kodomo.com/>

■ 成育在宅支援室

電話：029-254-1151 (代表)

FAX：029-254-2382

e-mail：info@ibaraki-kodomo.com

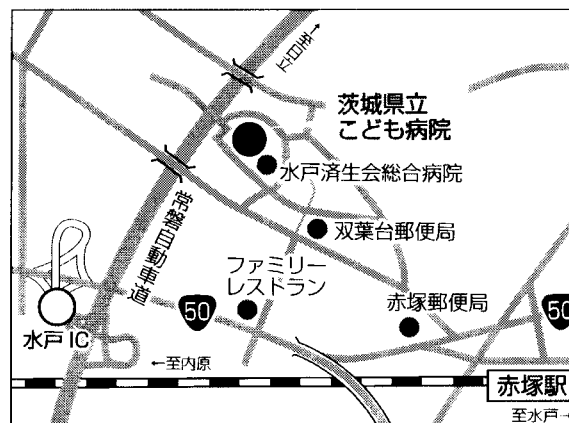
ホームページ：<http://www.ibaraki-kodomo.com/center/center.htm>

- 受付窓口：成育在宅支援室
- 受付時間：月～金 8:30～17:00
- 場所：1階
- 電話相談：029-254-1151 (代表)
- 担当者：看護師、ソーシャルワーカー、臨床心理士、保育士、チャイルドライフスペシャリストなど
- 予約：なし
- 料金：無料

特徴

- ・育児や療養についての悩みについても相談を行っています。
- ・児童相談所などの相談機関とも連携を図っています。
- ・ボランティア活動の受け入れや支援、ファミリーハウスの管理運営もを行っています。

【詳細地図】



最寄駅：JR常磐線 赤塚駅からタクシー約7分、水戸駅からタクシー約25分
バス：水戸駅・赤塚駅から水戸済生会総合病院経由双葉台行き「済生会病院」下車
水戸駅から約40分、赤塚駅から約15分
最寄IC：常磐自動車道 水戸ICから約10分

患者必携

国立がんセンター
がん情報サービス ganjoho.jp

地域の 療養情報

試作版



静岡

Shizuoka

CONTENTS

静岡県民が安心してがん治療を行うために	2
静岡県のがん診療連携拠点病院をご存じですか？	4
医療費のことが心配	8
生活費など経済的なことが心配	13
自宅での療養・生活のことが心配	20
緩和ケアについて	23
こんなサービスも受けられます	24

静岡県民が安心して がん治療を行うために

「静岡県がん対策推進計画」は、がん患者さんを中心とした静岡県民が、安心してがんの治療を行い、療養生活を送ることができる体制を整えていくため、考えられた計画です。

この計画では、下記のような基本理念のもと、予防から受診、診断や治療、医療連携や情報提供などにおいて、具体的な対策が掲げられています(表)。計画づくりは、医療関係者や行政だけでなく、患者さんやその家族も含めたすべての県民が参加することを目指したため計画の推進についても、患者さんや家族、医療機関、保健所、行政などのメンバーから構成される「静岡県がん対策推進協議会」において話し合っって実行しています(表)。

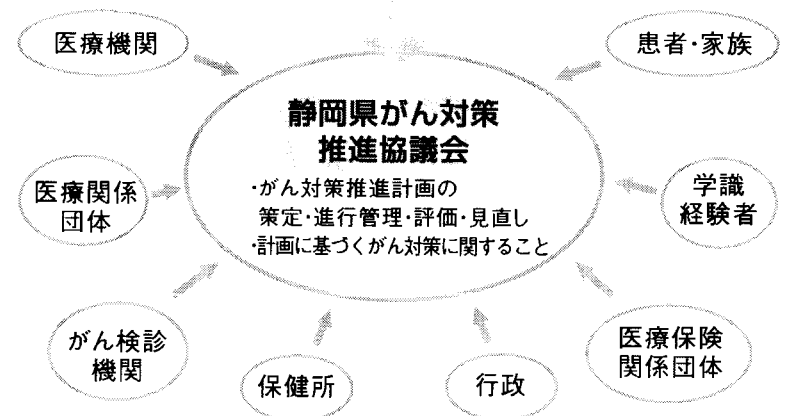
※患者必携「がんになったら手にとるガイド」のP52「療養生活を支える仕組みを知る」もご参照ください。

- がんと診断された人、がんが再発した人はもちろんのこと、高齢者を含むがんになる可能性の高い人、健康状態のよい人まで、県民すべての年代やがんの進行度などに応じ、きめ細やかな対策の充実を図ります。
- 診療所からがん診療連携拠点病院等まで、切れ目のないがんの医療連携体制を整備します。
- 「がんの社会学」*の視点から、地域の医療機関、行政、関係機関・団体等の連携・協働を推進します。
- がん患者やその家族の気持ち理解できる、がん医療専門職を育成し、地域の医療機関における医療従事者の充実を図ります。

* がんの社会学：がん患者・家族の視点を重視しながら、医療提供者のみならず、行政を含む社会のさまざまな資源の活用を図り、がんの克服と患者・家族の生活の質の向上を目指す研究領域。

表：静岡県のがん対策推進計画の概要

具体的な対策
● 予防・がん検診 <ul style="list-style-type: none"> ・ 成人の喫煙率半減 ・ がん検診受診率50%以上
● 受診・診断・治療 <ul style="list-style-type: none"> ・ 早期発見・早期治療につなげる情報提供の実施 ・ 18病院体制での院内がん登録、緩和ケア、相談支援、情報提供の推進 ・ 臨床試験(治験)の推進
● 医療連携・緩和ケア <ul style="list-style-type: none"> ・ がん難民の発生を阻止する医療連携体制の構築、県民への情報提供 ・ 連携によるがんの在宅医療の充実 ・ 緩和ケアの研修体制の充実
● 情報提供・医療相談 <ul style="list-style-type: none"> ・ がんの状況に応じた、きめ細かな情報提供 ・ 院内がん登録の充実 ・ 医療相談の充実
● 人材育成・研究 <ul style="list-style-type: none"> ・ がん対策にかかわる人材育成の充実



静岡県のがん診療連携拠点病院をご存じですか？

2007年度から、がん対策を総合的、計画的に推進するための法律(がん対策基本法)が施行されました。それに伴って、都道府県ごとに、医療機関のがん医療のネットワークづくりが進められています。

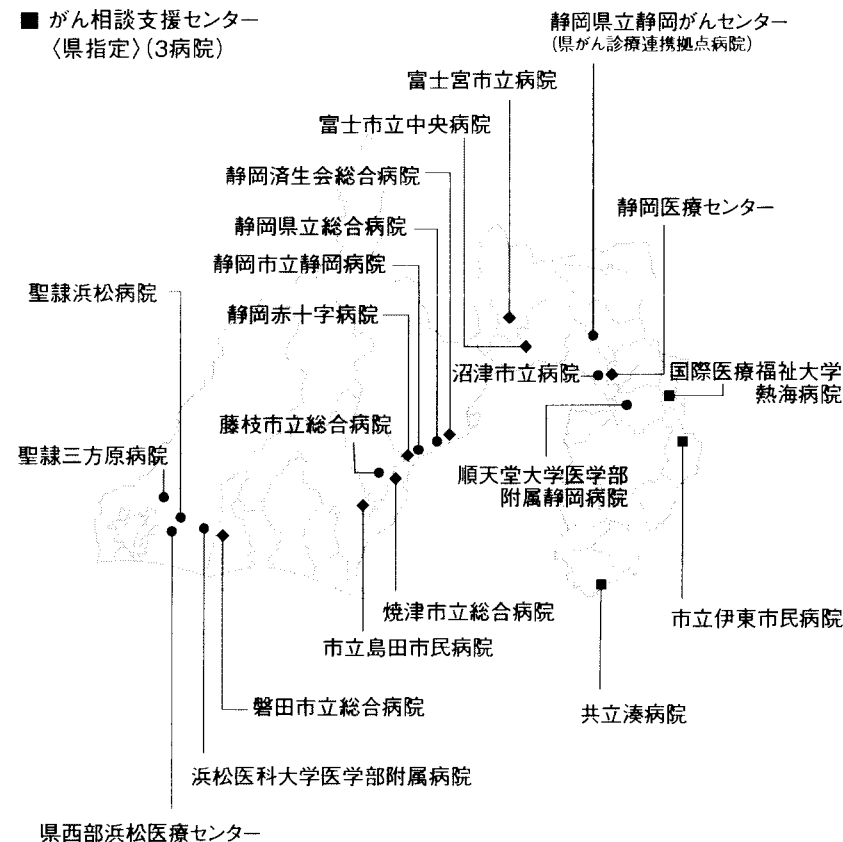
その中心となるのは、「がん診療連携拠点病院(がん拠点病院)」です。がん拠点病院とは、全国どこでも質の高いがん医療が受けられるようにするために国が指定した医療機関です。都道府県ごとにおよそ1ヵ所置かれる「都道府県がん診療連携拠点病院」と、地域ごとに整備される「地域がん診療連携拠点病院」があります。また静岡県では、このほかに「静岡県地域がん診療連携推進病院」を独自に設け、よりきめ細かながんの治療体制を目指しています。これらの拠点病院等では、診療のほか、医療従事者の育成や、がん医療の推進を目的とした、患者さん情報の登録(がん登録)を行っています。

また、患者さんや家族の不安や疑問にこたえる窓口として、「相談支援センター」も設けていますので、ぜひ利用してみてください。

※患者必携『がんになったら手にとるガイド』のP26「相談支援センターにご相談ください」もご参照ください。

静岡県内のがん診療連携拠点病院等

- がん診療連携拠点病院
(国指定)(10病院)
- ◆ 静岡県地域がん診療連携推進病院
(県指定)(8病院)
- がん相談支援センター
(県指定)(3病院)



静岡県内の相談支援センターの連絡先

○ がん診療連携拠点病院(国指定)

相談支援センターの名称	対応時間	電話、FAX
静岡県立静岡がんセンター 「よろず相談」	月～金 8:30～17:00	電話:055-989-5710(直通) FAX:055-989-5713(直通)
静岡県立総合病院 「総合相談・がん相談・ 外来指導」	(面談) 平日 8:30～17:00 (電話) 平日 13:00～17:00	電話:054-247-6111 (内線 8130) FAX:054-247-6140(代表)
静岡市立静岡病院 「がん診療相談支援センター (地域医療支援室内)」	月～金 8:30～17:00	電話:054-252-0358(直通) FAX:054-252-0358(直通)
聖隷三方原病院 「浜松がんサポートセンター (よろず相談地域支援室内)」	月～金 9:00～17:00 土 9:00～12:00	電話:053-439-9047(直通) FAX:053-439-0002(直通)
聖隷浜松病院 「がん相談支援センター」	月～金 8:30～17:00 土 8:30～12:00	電話:053-474-2222(代表) FAX:053-474-1121(直通)
県西部浜松医療センター 「患者支援センター 総合相談支援室」	月～金 8:30～17:00	電話:053-451-2788(直通) FAX:053-452-9217
浜松医科大学医学部 附属病院 「医療福祉支援センター」	(予約受付) 月～金 8:30～17:00 (面談・電話相談) 月～金 9:00～16:00	電話:053-435-2772(直通) FAX:053-435-2480(直通)
藤枝市立総合病院 「患者支援室 がん診療相談支援 センター(医療福祉相談係内)」	月～金 8:30～16:30	電話:054-646-1111(内線 3025) FAX:054-644-2620(直通)
沼津市立病院 「地域医療連携室」	月～金 8:30～17:00	電話:055-924-5100 (内線 PHS 6197) FAX:055-924-5175(直通)
順天堂大学医学部附属静岡病院 「相談支援センター (医療福祉相談室内)」	月～土 9:00～16:00	電話:055-948-3111 (内線 1810) FAX:055-946-0858(直通)

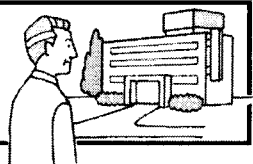
○ 静岡県がん診療連携推進病院(県指定)

相談支援センターの名称	対応時間	電話、FAX
静岡医療センター 「地域医療連携室」	月～金 9:00～17:00	電話:055-975-2000(代表) FAX:055-975-1199
富士市立中央病院 「総合相談センター」	月～金 8:30～16:30 ※対面相談のみ	電話:0545-52-1131(代表) (内線 2046) FAX:0545-51-7077
富士宮市立病院 「地域医療連携室」	月～金 9:00～16:30 ※対面相談(要予約)	電話:0544-27-3151(代表) FAX:0544-25-5051
静岡赤十字病院 「看護相談室」	月～金 8:30～17:00	電話:054-254-4311(代表) FAX:054-252-8816
静岡済生会総合病院 「地域医療相談室」	月～金 8:30～17:15 ※対面相談 (予約が望ましい)	電話:054-280-5038 (直通回線) 054-285-6171(内線 2318) FAX:054-280-5039
焼津市立総合病院 「緩和ケア・がんよろず 相談」	月～金曜日 (休診日を除く) ※対面相談(要予約)	電話:054-623-3111(代表) FAX:054-623-9424
市立島田市民病院 「地域医療サービスセ ンター」	月～金 8:30～17:30 ※対面相談(要予約)	電話:0547-35-2111(代表) FAX:0547-35-3137
磐田市立総合病院 「がん相談支援室」	月～金 8:30～17:00 ※対面相談(要予約)	電話:0538-38-5000(代表) ※電話の場合は最初に「がん の相談」とお伝えください。 FAX:0538-38-5549

○ 相談支援センター(県指定)

相談支援センターの名称	対応時間	電話、FAX
共立湊病院 「医療相談室」	月～金 9:00～16:00	電話:0558-62-1312 FAX:0558-62-2712
市立伊東市民病院 「がん相談支援センター」	月～金 8:30～17:00 土曜日 8:30～12:30	電話:0557-37-2897 FAX:0557-37-2897
国際医療福祉大学 熱海病院 「地域医療連携室」	月～土 8:30～17:30	電話:0557-81-9171 FAX:0557-83-6632

医療費のことが心配



治療のための医療費が高額になる場合や、一定の条件に当てはまる場合などでは、次のような制度を利用することができます。

1 高額療養費制度の貸し付け

長期にわたるがんの診療では、予想以上に医療費が高額で、経済的に悩んでしまうことがあると思いますが、このような場合、高額療養費制度*を利用することができます。この制度を使うと、次のようなことができます。

- ①医療機関窓口での支払いが自己負担限度額*だけですむ（入院時）。
- ②いったん窓口で支払いをし、後日保険者に申請をして払い戻しを受ける（外来通院時、または70歳未満の方で入院支払いに限度額適用認定証*を利用しなかった場合）。

〈70歳未満の方〉

その月の医療費の自己負担分について、医療機関ごとに、また外来と入院に分けてそれぞれ21,000円以上のものを合計します。合計した金額が自己負担額以上であれば、超えた分について払い戻しを受けることができます。

入院の場合は、限度額適用認定証を申請・提示することで、あらかじめ支払いを限度額までにすることができます。

〈70歳以上の方〉

その月の医療費をすべて合計し、自己負担限度額以上になれ

ば、高額療養費制度を利用することができます。なお、70歳以上の方の入院医療費の窓口での支払いは、自動的に自己負担限度額までとなります。

高額療養費制度の問い合わせ先

(加入している保険者で問い合わせ先が異なります)

医療保険の種類		対象者	問い合わせ先
健康保険	組合管掌健康保険	健康保険組合に加入した会社に所属する社員、およびその扶養家族	各健康保険組合担当窓口
	協会けんぽ(全国健康保険協会管掌健康保険)	健康保険組合に加入していない会社に所属する社員、およびその扶養家族	全国健康保険協会 静岡県支部 TEL:054-275-6601 FAX:054-275-6609
国民健康保険		農業、自営業者、自由業者、会社を退職して健康保険等を脱会した人	市区町村の担当窓口
		国保組合を組織する業種で働く人	各国保組合担当窓口
共済組合		公務員、一部の独立行政法人職員、日本郵政公社職員、私立学校教職員	各共済組合担当窓口
船員保険		一定基準以上の客船・貨物船の船員	静岡県社会保険協会 TEL:054-255-0217 FAX:054-255-3840
後期高齢者医療制度(長寿医療制度)		原則として75歳以上の方全員(65歳以上で寝たきり等、一定の障害があると認定を受けている方)	静岡県後期高齢者医療広域連合 TEL:054-270-5520 FAX:054-272-3312

*国民健康保険の市町担当窓口は、静岡がんセンターホームページ (<http://www.scchr.jp/>) の「Web版がんよろず相談」にある「静岡県内情報」の各市町「医療費のことが心配」欄でご確認ください。

2 ひとり親家庭等医療費助成

母子家庭または父子家庭の20歳未満の子どもと、その母親または父親および両親のいない家庭の20歳未満の子どもが、医療機関で受診した場合の保険診療にかかった、医療費の自己負担分について助成する制度です。

対 象	<ul style="list-style-type: none"> 母子家庭または父子家庭の母親または父親、および20歳未満の子ども 父母のいない20歳未満の子ども、など ※詳しくは、問い合わせ先の各窓口にお問い合わせください。
適用条件	同居家族全員の所得税が非課税の場合に適用となります。申請には事前相談が必要です。
問い合わせ先	各市町健康福祉担当課など

※市町担当窓口は、静岡がんセンターホームページ(<http://www.scchr.jp/>)の「Web版がんよろず相談」にある「静岡県内情報」の各市町「医療費のことが心配」欄で確認ください。

3 小児慢性特定疾患治療費助成制度

がんを含む小児慢性特定疾患の治療にかかった費用のうち、世帯の所得税額に応じて支払う自己負担金額を超えた部分を助成する制度です。

対 象	厚生労働省が定める11疾患群、514疾患の18歳未満の児童(引き続き治療が必要であると認められる場合は、20歳未満)
適用条件	生計の中心者の所得に応じた月額自己負担があります。
問い合わせ先	静岡県内の健康福祉センター(P12をご参照ください)(静岡市、浜松市にお住まいの方は、各市担当課まで)

4 重度障害者(児)医療費助成

心身に重度の障害がある方が医療機関で受診した場合、医療費の自己負担金について助成する制度です(1医療機関当たり1ヵ月500円の自己負担があります)。

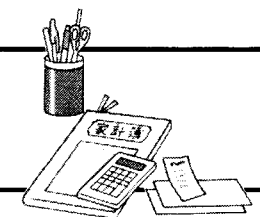
対 象	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳1・2級、内部障害3級をお持ちの方 療育手帳をお持ちの方、など ※市町により異なるため、各窓口にお問い合わせください。
適用条件	本人または扶養義務者の所得等によって制限があります。
問い合わせ先	各市町福祉課など

※市町担当窓口は、静岡がんセンターホームページ(<http://www.scchr.jp/>)の「Web版がんよろず相談」にある「静岡県内情報」の各市町「医療費のことが心配」欄で確認ください。

静岡県内の健康福祉センター等一覧

問合せ窓口	住 所	電話番号
賀茂健康福祉センター 福祉事業課	〒415-0016 下田市中 531-1	0558-24-2056
賀茂健康福祉センター 松崎保健支援室	〒410-3624 賀茂郡松崎町江奈 255-3	0558-42-0262
熱海健康福祉センター 福祉課	〒413-0016 熱海市水口町 13-15	0557-82-9118
東部健康福祉センター こども家庭課	〒410-8543 沼津市高島本町 1-3	055-920-2080
東部健康福祉センター 修善寺支所	〒410-2413 伊豆市小立野 24-1	0558-72-2310
御殿場健康福祉センター 福祉課	〒412-0039 御殿場市竈 1113	0550-82-1222
富士健康福祉センター 福祉課	〒416-0906 富士市本市場 441-1	0545-65-2205
富士健康福祉センター 富士宮分庁舎	〒418-0068 富士宮市豊町 18-5	0544-27-1131
中部健康福祉センター こども家庭課	〒426-8664 藤枝市瀬戸新屋 362-1	054-644-9276
西部健康福祉センター こども家庭課	〒438-8622 磐田市見付 3599-4	0538-37-2254
西部健康福祉センター 浜名分庁舎	〒431-0302 浜名郡新居町新居 3447	053-594-3661
西部健康福祉センター 掛川支所	〒436-0073 掛川市金城 93	0537-22-3261
静岡市保健所 保健予防課	〒420-0846 静岡市葵区城東町 24-1	054-249-3170
浜松市健康増進課	〒432-8023 浜松市鴨江 2-11-2	053-453-6117

生活費など経済的なことが心配



治療のための医療費が高額になったり、療養のために働けないことで収入が減少したりすることにより、経済的な不安がある場合、次のような制度を利用することができます。

1 所得税の医療費控除*

本人または家族（税法では「生計を一にする親族」といいます）が、1年間（1月1日～12月31日）で、10万円を超える医療費を支払った場合、申告すれば税金を返してもらうことができます。

計算方法	①その年に支払った医療費から「保険金等で補てんされる金額」を差し引きます。 ②そこからさらに、総所得金額の5%または10万円のいずれか少ない額を差し引きます。 なお、医療費控除は最高限度額200万円と定められています。
必要なもの	・給与所得の源泉徴収票 ・医療費の明細書 ・医療費を補てんするものの書類 ・確定申告書 A または B ・医療費の領収書、レシート ・銀行口座番号 ・印鑑
申告時期	所得税の確定申告期間（毎年2月16日～3月15日）
問い合わせ先	居住地を管轄する税務署（P14をご参照ください）

*については、患者必携「がんになったら手にとるガイド」のP66「公的助成・支援の仕組みを活用する」もご参照ください。

静岡県内税務署一覧

税務署名	所在地	電話番号	管轄地域
下田	〒415-8515 下田市6丁目3番26号	0558 22-0185	下田市・賀茂郡
熱海	〒413-8502 熱海市上宿町14番15号	0557 81-3515	熱海市・伊東市
三島	〒411-8551 三島市文教町1丁目4番33号	055 987-6711	三島市・伊豆市・ 伊豆の国市・田方郡
沼津	〒410-8686 沼津市米山町3番30号	055 922-1560	沼津市・御殿場市・ 裾野市・駿東郡
富士	〒416-8650 富士市本市場297番地の1	0545 61-2460	富士宮市・富士市・ 富士郡
清水	〒424-8751 静岡市清水区江尻東1丁目5番1号	054 366-4161	清水区・庵原郡
静岡	〒420-8606 静岡市葵区追手町10番88号	054 252-8111	葵区・駿河区
藤枝	〒426-8711 藤枝市青木2丁目2番33号	054 641-0680	焼津市・藤枝市・ 志太郡
島田	〒427-8601 島田市扇町2番の2	0547 37-3121	島田市・牧之原市・ 榛原郡
掛川	〒436-8652 掛川市緑ヶ丘2丁目11番地4	0537 22-5141	掛川市・御前崎市・ 菊川市
磐田	〒438-8711 磐田市中泉112番地の4	0538 32-6111	磐田市・袋井市・ 周智郡森町
浜松東	〒430-8667 浜松市中区砂山町216番地の6	053 458-1111	浜松市 (東区、南区、浜北区、 天竜区)
浜松西	〒430-8585 浜松市元目町120番地の1	053 473-1111	浜松市 (中区、西区、北区)・ 湖西市・浜名郡新居町

2 傷病手当金*

被保険者が病気や業務外のけがで働くことができず、事業主(会社)から給与を受けられない場合に支給されます(標準報酬日額の3分の2)。支給期間は休職4日目から1年6ヵ月間です。

対 象	傷病手当金を受けるためには、次の3つの条件がすべて満たされていることが必要となります。 (1) 病気やケガで療養のために、仕事を休んでいること。 (2) 労務不能であること。 (3) 3日間連続(待期間という)して仕事を休んでいること。
手 続 き	担当医師の証明と事業主(会社)の証明が必要になります。
問い合わせ先	社会保険事務所(P17をご参照ください)または健康保険組合

3 生活福祉資金*の貸し付け

一定の所得額以下の世帯や身体障害者の方がいる世帯、日常生活上の介助が必要な65歳以上の方がいる世帯等に対して、民生委員の生活援助指導のもとに無利子や低利子で資金貸付を行います。

対象世帯	・一定の所得額以下(概ね市町民税非課税程度)の世帯。 ・日常生活上介護を必要とする65歳以上の方がいる世帯。 ・身体障害、知的障害または精神障害があり、それぞれ手帳の交付を受けている方がいる世帯。
利用条件	・静岡県内に住民登録していること。 ・申し込みに当たっては、連帯保証人が必要となります。 ・貸付利子は貸付・据置期間後、年3%です(その内0.7%は県からの利子補給があります)。 ただし修学資金、療養・介護資金は無利子です。
問い合わせ先	各市町社会福祉協議会(P18～19をご参照ください)

*については、患者必携「がんになったら手にとるガイド」のP66「公的助成・支援の仕組みを活用する」もご参照ください。

生活福祉資金の種類

種類	低所得世帯	障害者世帯	高齢者世帯	生活保護受給世帯
更生資金	○	○		○
福祉資金	○	○	○	○
障害者等福祉用具購入費		○	○	
障害者自動車購入費		○		
中国残留邦人費国民年金追納費	○	○	○	○
住宅資金	○	○	○	○
修学資金	○			○
療養・介護等資金	療養費	○	○	
	介護等費	○	○	一部
緊急小口資金	○			
災害援護資金	○			○

参考資料：静岡県社会福祉協議会ホームページ (<http://www.shizuoka-wel.jp>)

〈静岡県内社会保険事務所〉

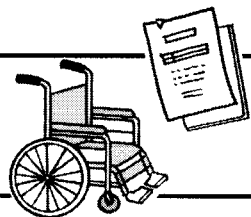
社会保険事務所名	所在地	電話番号	FAX番号
三島社会保険事務所	〒411-8660 静岡県三島市 寿町 9-44	055 973-1123	055 971-8311
沼津社会保険事務所	〒410-8655 静岡県沼津市 日の出町 1-40	055 921-2201	055 923-3811
富士社会保険事務所	〒416-8654 静岡県富士市 横割 3-5-33	0545 61-1900	0545 64-5411
清水社会保険事務所	〒424-8691 静岡県静岡市清水区 巴町 4-1	054 353-2231	054 353-3611
静岡社会保険事務所	〒422-8668 静岡県静岡市駿河区 中田 2-7-5	054 284-4311	054 284-4411
島田社会保険事務所	〒427-8666 静岡県島田市 幸町 2008-24	0547 36-2212	0547 37-6011
掛川社会保険事務所	〒436-8653 静岡県掛川市 久保 1-19-8	0537 21-5520	0537 21-3211
浜松東社会保険事務所	〒435-0013 静岡県浜松市東区 天龍川町 188	053 421-0422	053 421-6011
浜松西社会保険事務所	〒432-8015 静岡県浜松市中区 高町 302-1	053 456-8511	053 452-8011

〈静岡県内市町社会福祉協議会一覧〉

社協名	電話番号	住 所
下田市社会福祉協議会	0558-22-3294	下田市 4-1-1 総合福祉会館内
伊豆市社会福祉協議会	0558-83-3013	伊豆市八幡 33-1 ふれあいプラザ内
伊豆の国市社会福祉協議会	055-949-5818	伊豆の国市四日町 302-1 福祉・保健センター内
伊東市社会福祉協議会	0557-36-5512	伊東市大原 1-7-12 保健福祉センター内
熱海市社会福祉協議会	0557-86-6339	熱海市中央町 1-26 総合福祉センター 4 階
三島市社会福祉協議会	055-972-3221	三島市南本町 20-30 社会福祉会館内
沼津市社会福祉協議会	055-922-1500	沼津市日の出町 1-15 サンウエルぬまづ内
御殿場市社会福祉協議会	0550-70-6801	御殿場市萩原 988-1
裾野市社会福祉協議会	055-992-5750	裾野市石脇 524-1 福祉保健会館内
富士宮市社会福祉協議会	0544-22-0054	富士宮市宮原 7-1 総合福祉会館内
富士市社会福祉協議会	0545-64-6600	富士市本市場 432-1 フィランセ東館 1 階
静岡市社会福祉協議会	054-254-5213	静岡市葵区城内町 1-1 中央福祉センター内
焼津市社会福祉協議会	054-621-2941	焼津市大覚寺 630 総合福祉会館内
藤枝市社会福祉協議会	054-643-3511	藤枝市岡出山 2-2-25 中部健康福祉センター 岡出山庁舎 1 階
島田市社会福祉協議会	0547-35-6244	島田市中央町 5-1 プラザおおるり 1 階
牧之原市社会福祉協議会	0548-52-3500	牧之原市須々木 140 総合センター「い〜ら」内
御前崎市社会福祉協議会	0537-86-8066	御前崎市池新田 1359-1 福祉会館内
菊川市社会福祉協議会	0537-35-3724	菊川市半済 1865 総合保健福祉センター内

社協名	電話番号	住 所
掛川市社会福祉協議会	0537-22-1294	掛川市掛川 910-1 総合福祉センター内
袋井市社会福祉協議会	0538-42-7914	袋井市新屋 1-2-1 総合センター内
磐田市社会福祉協議会	0538-37-4824	磐田市国府台 57-7 総合健康福祉会館内
浜松市社会福祉協議会	053-453-0580	浜松市中区成子町 140-8 福祉交流センター内
湖西市社会福祉協議会	053-575-0294	湖西市古見 1044 健康福祉センター内
東伊豆町社会福祉協議会	0557-22-1294	賀茂郡東伊豆町白田 306 保健福祉センター内
河津町社会福祉協議会	0558-34-1286	賀茂郡河津町田中 212-2 保健福祉センター内
南伊豆町社会福祉協議会	0558-62-3156	賀茂郡南伊豆町加納 590-1 武道館内
松崎町社会福祉協議会	0558-42-2719	賀茂郡松崎町宮内 272-2 総合福祉センター内
西伊豆町社会福祉協議会	0558-52-1350	賀茂郡西伊豆町仁科 393 福祉センター内
函南町社会福祉協議会	055-978-9288	田方郡函南町平井 717-28 保健福祉センター内
清水町社会福祉協議会	055-981-1665	駿東郡清水町堂庭 221-1 福祉センター内
長泉町社会福祉協議会	055-988-3920	駿東郡長泉町下土狩 967-2 福祉会館内
小山町社会福祉協議会	0550-76-9906	駿東郡小山町小山 75-7 健康福祉会館内
芝川町社会福祉協議会	0544-65-2270	富士群芝川町長貴 747-1 保健福祉センター内
吉田町社会福祉協議会	0548-34-1800	榛原郡吉田町片岡 795-1 健康福祉センター内
川根本町社会福祉協議会	0547-59-2315	榛原郡川根本町上岸 90 福祉センター内
森町社会福祉協議会	0538-85-5769	周智郡森町森 50-1 保健福祉センター内
新居町社会福祉協議会	053-594-5511	浜名郡新居町浜名 575 介護サービスセンター内

自宅での療養・ 生活のことが心配



入院治療が終わり自宅で療養する、あるいは社会復帰に向けての準備を進める際に参考になる窓口を紹介します。

◆在宅療養についての全般的な相談について

問い合わせ先	各市町 健康・福祉担当課や保健センター
--------	---------------------

※市町担当窓口は、静岡がんセンターホームページ(<http://www.scchr.jp/>)の「Web版がんよろず相談」にある「静岡県内情報」の各市町「自宅で療養・生活したい」欄でご確認ください。

◆在宅療養支援診療所について

24時間体制で往診や訪問看護を実施する在宅療養支援診療所は、静岡県内に230カ所(平成21年4月現在)あります。下記のホームページからご自宅近くの在宅療養支援診療所が検索できます。

WAM NET (ワムネット) 独立行政法人福祉医療機構 作成のホームページ	トップページから「医療」を選択し、「病院・診療所検索」で、「在宅療養支援診療所」をチェックし住所を入力してください。 http://www.wam.go.jp/
--	---

◆介護サービスについて

静岡県内で受けられる介護サービス(訪問介護、訪問看護、通所介護、福祉用具、訪問入浴介護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションサービスなど)が検索できます。

静岡県介護
サービス情報
公表システム

<http://www.kaigo-kouhyo-shizuoka.jp/kaigosip/Top.do>

◆介護や生活全般に関する相談窓口について

行政の窓口や地域で身近に相談できる窓口(地域包括支援センター、在宅介護支援センター、社会福祉協議会等)について検索できます。

静岡県 高齢者あんしん窓口マップ	http://chouju-anshin.pref.shizuoka.jp/
---------------------	---

◆介護保険*についての相談・申請

対象世帯	① 65歳以上の被保険者で、入浴・排泄・食事等の日常生活動作について、介護を必要とする状態にある、あるいは虚弱な状態であって要介護状態とならないために適切なサービスを受けることが必要な方。 ② 40～64歳までの脳卒中、初老期痴呆など老化に伴って生じた要介護状態の方。 ③ 40～64歳までの治療が困難ながん患者の方(余命6ヵ月程度)。
受けられるサービス	要介護認定の区分を基本に、介護支援専門員(ケアマネジャー)と相談し、利用者の選択により、次のようなサービスが受けられます。 ・在宅サービス… ホームヘルプ、訪問入浴、訪問看護、リハビリ、ショートステイ ・施設サービス… 特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設等
問い合わせ先	各市町介護保険担当課 ※その他、地域包括支援センターや在宅介護支援センターでも相談することができます。

*については、患者必携「がんになったら手にとるガイド」のP52「療養生活を支える仕組みを知る」およびP66「公的助成・支援の仕組みを活用する」もご参照ください。

◆ 身体障害者手帳についての相談・申請

病気やけがで一定の障害が残り、日常生活に制限を受ける場合に申請することができます。自立支援医療、補装具の給付、ホームヘルパー、ショートスティ等のサービスを利用することができます(障害の程度によって、受けられるサービスは異なります)。

問い合わせ先	各市町福祉担当課
--------	----------

※市町担当窓口は、静岡がんセンターホームページ(<http://www.scchr.jp/>)の「Web版がんよろず相談」にある「静岡県内情報」の各市町「医療費のことが心配」欄でご確認ください。

◆ 日常生活・在宅療養を支える機器の貸し出しについての相談

必要な方に、エアマット、ベッド、車いす、杖・歩行器、ポータブルトイレ等が貸し出しされます。
※貸出機器等や対象者、貸出期間、自己負担額等は市町によって異なります。

問い合わせ先	各市町社会福祉協議会 (P18～19 をご参照ください)
--------	------------------------------

◆ 移動のための福祉車両の貸し出し

・スロープ付き自動車等の貸し出しが行われます。
・運転者を確保できない場合、運転ボランティアを派遣してくれることもあります。
※貸し出しされる車両や対象者、自己負担額は市町によって異なります。

問い合わせ先	各市町社会福祉協議会 (P18～19 をご参照ください)
--------	------------------------------

患者必携「がんになったら手にとるガイド」のP66「公的助成・支援の仕組みを活用する」もご参照ください。

緩和ケアについて

◆ 緩和ケア病棟を有する病院

施設名 外来担当診療科	所在地	緩和ケアについての相談窓口
静岡県立静岡がんセンター 「緩和医療科」	〒411-8777 駿東郡長泉町 下長窪1007番地	よろず相談 電話：055-989-5710(直通) 【受付時間】 ・月～金 8:30～17:00
静岡県立総合病院 「緩和医療科」	〒420-8527 静岡市葵区北安東 4丁目27番	総合相談・がん相談・外来指導 電話：054-247-6111(代表) 【受付時間】 ・(面談)月～金 8:30～17:00 ・(電話)月～金 13:00～17:00
聖隷三方原病院 「緩和ケア外来、ホスピス外来」	〒433-8558 浜松市北区 三方原町3453	よろず相談地域支援室内 浜松がんサポートセンター 電話：053-439-9047(直通) 【受付時間】 ・月～金 9:00～17:00 ・土曜日 9:00～12:00
神山復生病院 「緩和ケア外来」	〒412-0033 御殿場市神山109	担当ソーシャルワーカーまで 電話：0550-87-0004 【受付時間】 ・月～金 9:00～17:00

◆ がんの終末期医療を担う医療機関(診療所)

静岡県保健医療計画(追補版)に、がんの終末期医療を担う医療機関として150診療所が掲載されています。

※静岡県保健医療計画(追補版)P96～98

http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-030d/for_pdf/files_0101.html

◆ 在宅緩和ケア(がん終末期患者の在宅療養)についての相談

問い合わせ先	各市町健康・福祉担当課、保健センター、地域の病院等
--------	---------------------------

※市町別の問い合わせ先は、静岡がんセンターホームページ(<http://www.scchr.jp/>)の「Web版がんよろず相談」にある「静岡県内情報」の各市町「自宅で療養・生活したい」欄でご確認ください。

こんなサービスも受けられます

■ 急な入院の間、小さな子どもの面倒をみてくれるところはありますか？

Q がんの診断を受け、手術のために入院することになりましたが、現在、子育て中で3歳の子どもの面倒をみてくれる人が近くにいません。どこか、相談に乗ってくれるところはありますか？

A 多くの市町で、保護者が病気や事故などで一時的に保育ができなくなった場合に利用できる保育サービスを行っています。大半が乳幼児から小学校低学年までを対象としています。それ以上の年齢の子どもの対象とする市町もあります。問い合わせ先は、役所、役場の子育て担当課や保育所、ファミリーサポートセンターなど市町によって異なりますので、静岡がんセンターホームページ (<http://www.scchr.jp/>) の「Web版がんよろず相談」にある「静岡県内情報」の、お住まいの市町「通院や入院の時、家族のことが心配」欄でご確認ください。なお、高齢者や障害がある方への支援についても掲載していますので、併せてご覧ください。

■ がん治療による口の中のトラブルを防ぐには？

Q 抗がん剤や放射線の影響で虫歯などが悪化すると聞きましたが、どんなところに相談したら防ぐことができますか？

A がん治療による口の中のトラブルを防ぐためには、治療が始まる前から口の中を清潔に保つことが必要だといわれています。静岡県東部地区には、静岡がんセンターと連携してがん患者さんの口腔ケアを受け持つ200人を超える連携歯科医がいます。治療

前のブラッシング指導や歯石除去から、治療後も必要に応じて継続して治療を受けることができます。連携歯科診療所の情報は、静岡県歯科医師会と静岡がんセンターが発行する「がん患者さんのための歯科医療連携マップ」に掲載されています。このマップは、静岡県東部地域の歯科診療所や静岡がんセンターに置かれていますが、わからない場合は、静岡がんセンターよろず相談へお問い合わせください。

●よろず相談 電話 055-989-5710
(土日、祝日を除く 8:30~17:00)

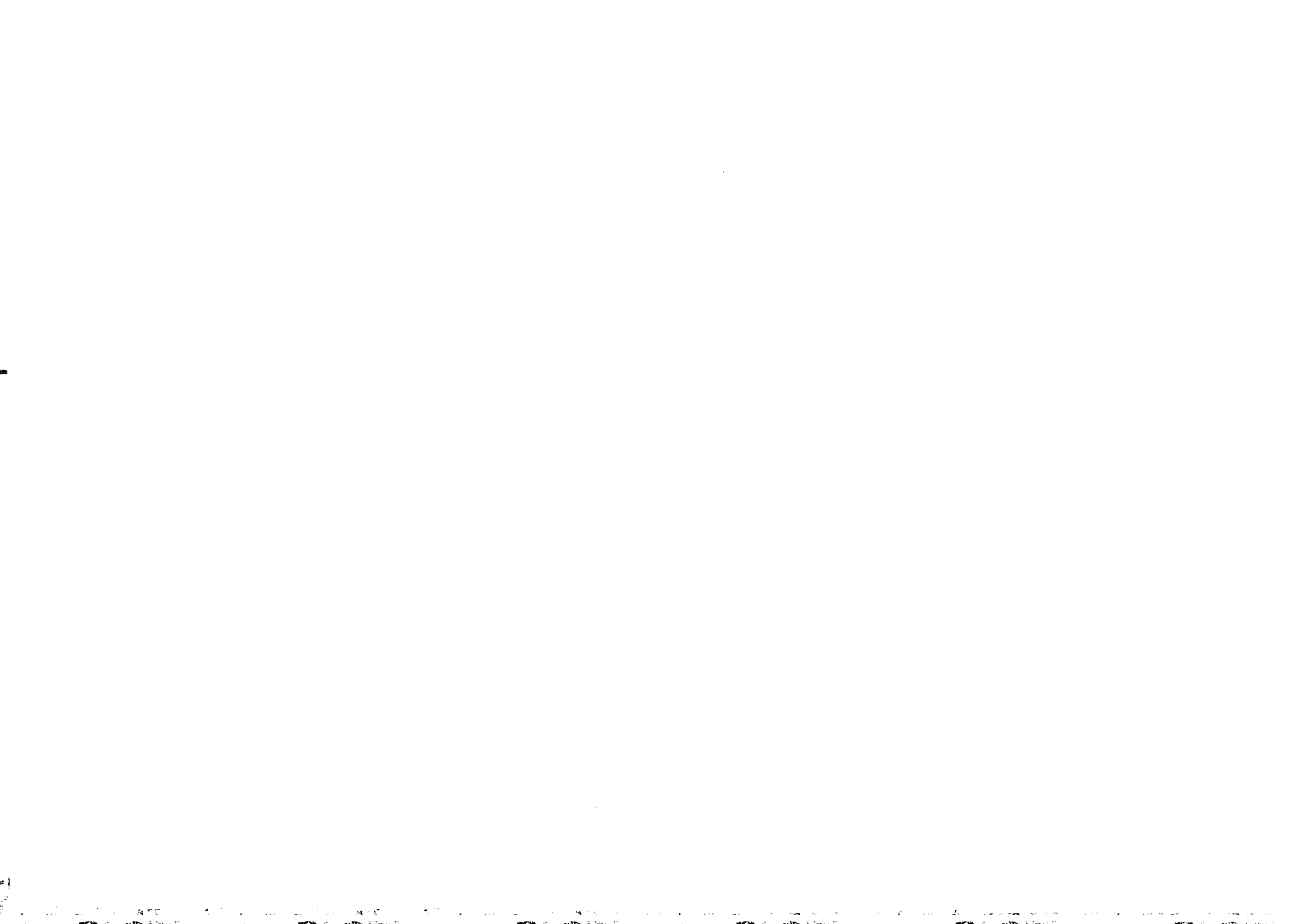
■ 抗がん剤や放射線治療中で症状があり、食べられないときのヒントになるメニューは？

Q 胃がむかむかするとき、何を食べてもおいしく感じられないとき、吐き気があるときなどでも食べやすい食事のメニューを知りたいのですが。

A インターネット上に、抗がん剤、放射線治療中で症状がある患者さんが一口でも多く、少しでもおいしく食べられるレシピをまとめたウェブサイトを公開しています。

●サイト名：
「SURVIVORSHIP.jp がん向き合って」
(作成：静岡がんセンター、日本大学短期大学部
食物栄養学科、大鵬薬品工業株式会社)
●アドレス：<http://survivorship.jp/>

また、静岡がんセンターホームページ (<http://www.scchr.jp/>) の「Web版がんよろず相談」にある「公開している冊子」から、「がんよろず相談Q&A 第3集 抗がん剤治療・放射線治療と食事編」をダウンロードしていただくことができますので、ご利用ください。



患者必携

国立がんセンター
がん情報サービス

ganjoho.jp

地域の 療養情報

試作版



CONTENTS

愛媛県のがん医療について	2
がんの治療・療養生活に関する相談	4
介護について知りたい	6
医療費などお金のことについて知りたい	7
その他の相談窓口	11
インターネットで情報を探す	12
各種相談窓口の連絡先	14

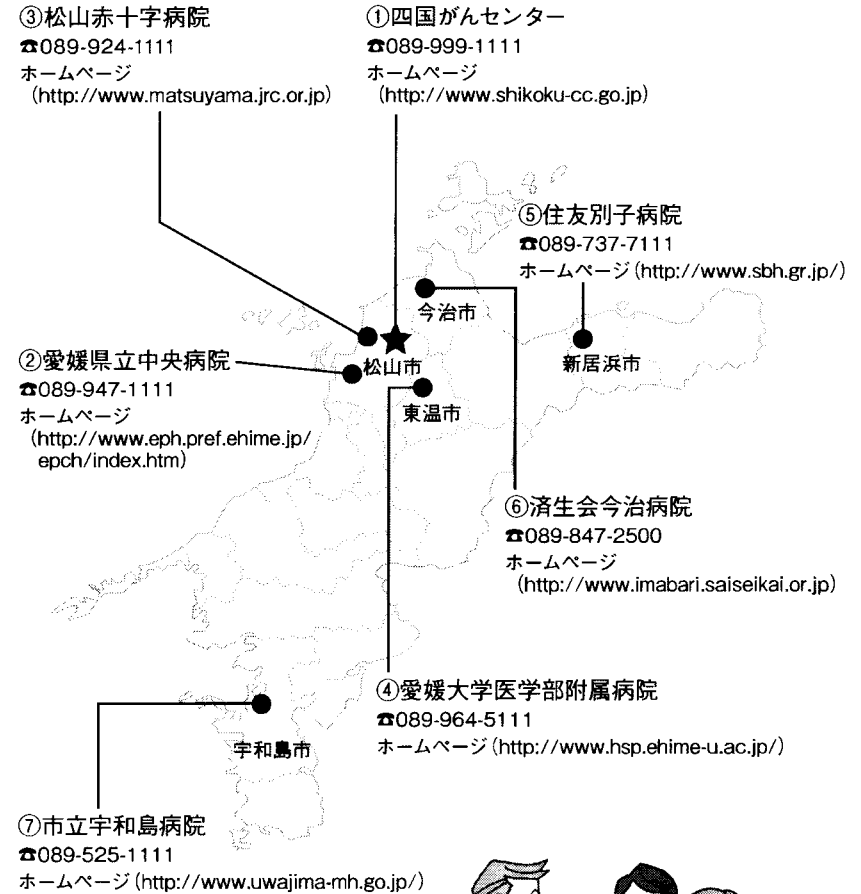
愛媛県のがん医療について

「愛媛県がん対策推進計画」は、すべての県民が適切ながん治療を受けられるような体制を整えていくため考えられた計画で、「がんによる死亡者の減少」と「すべてのがん患者およびその家族の苦痛の軽減、ならびに療養生活の質の維持向上」を目標としています。この目標を達成するに当たり、①「がん医療の均てん化」、②「がん患者を含めた県民の視点に立った、がん対策の実施」、③「予防から相談・医療まで総合的ながん対策の推進」の3本柱が基本方針として掲げられています。

愛媛県では、1ヵ所の「都道府県がん診療連携拠点病院*」と、6ヵ所の「地域がん診療連携拠点病院*」があります(図)。この7病院が中心となって各地域の医療機関同士にネットワークが張り巡らされることで、どの地域に住んでいても適切ながん医療を受けられるような体制づくりを目指しています。

*がん診療連携拠点病院とは、全国どこでも質の高いがん医療が受けられるようにするために、県知事が推薦し、厚生労働大臣が指定した医療機関です。都道府県ごとにおよそ1ヵ所置かれる都道府県がん診療連携拠点病院と、地域ごとに整備される地域がん診療連携拠点病院があります。これらの拠点病院では、診療のほか、医療従事者の育成や、がん医療の研究推進を目的とした患者さん情報の登録(がん登録)を行っています。また、患者さんや家族の不安や疑問にこたえる窓口として、「相談支援センター」も設けています。

愛媛県内のがん診療連携拠点病院



★：都道府県がん診療連携拠点病院
●：地域がん診療連携拠点病院



がんの治療・療養生活に関する相談

◆治療や療養生活全般の相談をしたい

がん診療連携拠点病院には、相談支援センターという相談窓口が設けられています。ここでは、病気や治療法の一般的な説明から、専門医療機関や助成制度の紹介、不安や悩みへの助言に至るまで、がんの患者さんやご家族の相談に広く対応しています。その病院に通院していなくても、無料で相談できる窓口です。

相談支援センター			
名称	対応時間	相談料金	人員体制
①四国がんセンター がん相談支援・情報センター ☎089-999-1114 (直通)	月～金 8時30分～ 17時15分	無料	看護師 ソーシャルワーカー 事務職員
②愛媛県立中央病院 がん相談支援室 ☎089-947-1111 (代表)	月～金 8時30分～17時	無料	看護師
③松山赤十字病院 医療相談窓口 (地域医療連携室内) ☎089-926-9516 (直通)	月～金 9時～16時	無料	看護師、ソーシャルワーカー (相談内容により、医師、薬剤師などが対応)
④愛媛大学医学部附属病院 医療福祉支援センター ☎089-960-5322 (直通)	月～金 8時30分～ 17時15分	無料	医師、看護師 ソーシャルワーカー、 事務職員
⑤住友別子病院 医療相談支援センター ☎0897-37-7133 (直通)	月～金 9時～16時	無料	事務職員 ソーシャルワーカー
⑥済生会今治病院 総合医療支援室 ☎0898-47-2500 (内線1195)	月～金 8時30分～17時 ± 8時30分～ 12時30分	無料	保健師 看護師 ソーシャルワーカー
⑦市立宇和島病院 医療福祉相談支援センター ☎0895-25-1111 (内線2116・2117)	月～金 9時～16時30分	無料	ソーシャルワーカー

◆入院して緩和ケアを受けたい

緩和ケアを行う専門の入院施設を持っている医療機関では、主に積極的ながん治療を終えた患者さんに対し、がんに伴うさまざまな苦痛を取り除く治療を行っています。サービスを受けるための相談窓口は、下記の施設や、各がん拠点病院の相談支援センターです。

施設名	住所・電話番号	詳しい施設情報がみられるホームページ
四国がんセンター	松山市南梅本町甲 160 ☎ 089-999-1111	http://ganjoho.jp/pub/hosp_info/z011128.html
松山ベテル病院	松山市祝谷 6-1229 ☎ 089-925-5000	http://ganjoho.jp/pub/hosp_info/k011318.html

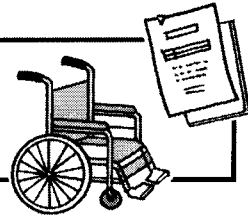
◆小児がんについて生活や医療の相談をしたい

小児がんのような難病について、医療や生活上の悩み、不安などに対応する専門の相談窓口があります。

【問い合わせ先】

- 医療・生活の相談
…市の保健所 (P25 をご参照ください)
- 生活・就労の相談
…難病相談・支援センター (愛媛県松山市本町 7- 2
愛媛県心と体の健康センター内 / 電話: 089-917-8784)

介護について知りたい



◆介護の相談や介護保険*申請をしたい

65歳以上で、日常生活に介助や支援が必要な人や、40歳以上でがんの積極的な治療が難しくなった人は、介護保険サービスを利用することができます。サービスを利用するには、介護保険の申請をして、身体状態などを判定する要介護認定を受ける必要があります。

【問い合わせ先】

- 市町役所・役場の介護保険担当の窓口（P14をご参照ください）
- 地域包括支援センター（P15～19をご参照ください）

◆福祉用具などについて知りたい

愛媛県介護実習・普及センターでは、福祉用具、介護用品、住まいの改造モデルや商品見本などを展示しています。興味のある方は、見学できます。また、このセンターでは、福祉用具・住宅改修に関する相談に無料で応じています。

【問い合わせ先】

- 愛媛県介護実習・普及センター
(<http://www.ehime-shakyo.or.jp/shinkou/care-practice/index.htm>)
住所：松山市持田町3-8-15 愛媛県総合社会福祉会館内
電話：089-921-5140

*については、患者必携「がんになったら手にとるガイド」のP52「療養生活を支える仕組みを知る」もご参照ください。

医療費など お金のことについて知りたい

◆医療費が高額になったので助成の申請をしたい(高額療養費制度*)

1ヵ月間に、医療機関に支払った医療費（食事代、有料室料金は含まない）が、一定額（自己負担限度額）を超えるときは、申請により、超えた額の払い戻しを受けることができます（高額療養費制度）。

自己負担限度額は、年齢や収入によって異なります。なお、70歳以上の人の場合、入院医療費については、医療機関で自己負担限度額までを支払う仕組みなので、申請は必要ありません。さらに、次のような支援制度も設けられています。

●一時的に医療費全額を支払うのが難しい場合

- ・自己負担限度額適用認定（70歳未満の人）…70歳未満の人でも入院医療費については、医療機関で自己負担限度額までを支払う形にできます。そのためには、あらかじめ加入する公的医療保険の窓口で、限度額適用認定証の交付を受けておく必要があります。
- ・高額療養費貸付制度…高額療養費で払い戻される金額の8～9割までを、加入する公的医療保険で貸し付けてくれます。医療機関での支払いの前に、保険の担当窓口で手続きをします。
- ・高額療養費受領委任払い制度…高額療養費に当たる部分の医療費を、加入する公的医療保険から医療機関に直接支払ってもらう制度です。利用するためには、事前に保険の担当

窓口で手続きをします。ただし、加入する保険によっては、この制度が利用できない場合もあります。

●低所得の人の場合

- ・限度額適用・標準負担額減額認定証の交付…住民税非課税世帯の人では、手続きをすることで、入院中の食事負担金も安くなります。

公的医療保険の種類別の窓口

保 険	窓 口
健康保険	全国健康保険協会愛媛支部 〒790-8546 松山市三番町7-1-21 ジブラルタ生命松山ビル5階 電話：089-947-2100（代表）
	組合管掌健康保険 各健康保険組合
国民健康保険	各市町役所・役場の国民健康保険の担当課 (P14 をご参照ください)
国民健康保険組合	各国民健康保険組合
共済組合	各共済組合
後期高齢者医療制度	各市町役所・役場の後期高齢者医療の担当課 (P14 をご参照ください)

◆税金負担を軽くしたい(医療費控除*)

1年間に一定額以上の医療費を支払った場合、所得税の医療費控除を受けられます。ただし、税務署で医療費控除について確定申告をする必要があります。

〈医療費控除の対象となる金額〉

医療費控除額 = (支払った医療費) - (高額療養費などから払い戻された費用、民間保険の給付金・保険金) - 10万円

問い合わせ先	最寄りの税務署
--------	---------

◆会社を休んでいる間の生活保障を受けたい(傷病手当金*)

傷病手当金といって、会社員や公務員などが、病気などのために欠勤しているときに、生活を支えてくれる制度があります。被用者保険(健康保険、共済、船員保険)の被保険者本人が利用できます。給料の支給がない場合などに、1日当たり給与日額(標準報酬日額)の3分の2相当額が、最長で1年6ヵ月間支給されます。

問い合わせ先	加入している公的医療保険の担当窓口(P8 をご参照ください)
--------	--------------------------------

◆療養・生活のための資金を借りたい(生活福祉資金貸付制度*)

低所得者世帯、介護を要する人のいる高齢者世帯、失業者世帯などに、都道府県の社会福祉協議会が資金を貸す制度です。用途別に、貸付資金枠・限度額が設けられています。

貸付利子は年3%ですが、子どもの修学費、療養費(治療費や療養中の生活資金など)、介護費(介護保険などのサービス費、その期間中の生活資金など)については、無利子です。

問い合わせ先	市町の社会福祉協議会(P20~25 をご参照ください)
--------	-----------------------------

◆母子家庭の助成を受けたい(母子家庭医療費公費負担事業*)

母子家庭の母または子どもが、医療機関を受診した場合、医療費の自己負担相当額を助成します。原則として子どもは20歳未満で、所得税非課税の世帯が対象です。

問い合わせ先	市町役所・役場(P14 をご参照ください)
--------	-----------------------

*については、患者必携「がんになったら手にとるガイド」のP66「公的助成・支援の仕組みを活用する」もご参照ください。

◆小児がんの医療費助成を受けたい(小児慢性特定疾患治療研究事業*)

小児がんは、医療費を助成する小児慢性特定疾患治療研究事業の対象になっています。助成を受けるには、担当医と相談した上で、お住まいの地域にある保健所に申請します。

問い合わせ先	市の保健所 (P25 をご参照ください)
--------	----------------------

◆福祉サービスを受けるために身体障害者手帳*を申請したい

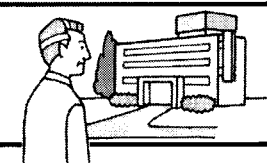
身体障害者手帳は、身体に障害が残った人の日常生活の不自由を補うために、さまざまな助成・支援を受けられるようにするものです。ストーマを造設したり、咽頭部を摘出した人などが対象になります。

利用できるサービスには、ストーマ用装具といった補装具や、会話補助装置や介護用のベッドなど、日常生活用具などの支給・貸与、税金の減額免除、公共交通機関運賃の無料・割引などがあります。ただし、障害の種類や程度などによって、受けられるサービス内容が変わります。

問い合わせ先	市町役所・役場 (P14 をご参照ください)
--------	------------------------

*については、患者必携「がんになったら手にとるガイド」のP66「公的助成・支援の仕組みを活用する」もご参照ください。

その他の相談窓口



◆医療への苦情や不安がある場合

相談者と医療機関の信頼関係の構築支援と患者サービスの向上を目的として、医療に関する苦情や相談などに対応する医療安全支援センターが、各地域に設置されています。

- ・相談方法：電話、面談など
- ・相談時間：月～金曜日(8時30分～12時/13時～17時)

【問い合わせ先】

地域	設置場所	電話番号
愛媛県	医療対策課	089-912-2447
宇摩	四国中央保健所	0896-23-3360 (内線 218)
西条	西条保健所	0897-56-1300 (内線 314)
今治	今治保健所	0898-23-2500 (内線 315)
松山	松山保健所	089-941-1111 (内線 257)
	松山市保健所 [患者の声相談窓口]	089-911-1866
八幡浜・大洲	八幡浜保健所	0894-22-4111 (内線 279)
宇和島	宇和島保健所	0895-22-5211 (内線 255)

◆石綿(アスベスト)被害に関して相談したい

石綿(アスベスト)による中皮腫や肺がんを発症している方などに対して、医療費の支給など救済給付の認定が行われています。保健所には、その申請や、アスベストに関する健康相談の窓口が設けられています。

問い合わせ先	市の保健所 (P25 をご参照ください)
--------	----------------------

インターネットで情報を探す

◆療養生活を支えてくれる医療機関を探したい

・えひめ医療情報ネット (<http://www.qq.pref.ehime.jp/qqscripts/qq/qq38.asp>) …医療機関や薬局などを探することができます。

※身近なかかりつけ医を探したい…サイトの「医療機関を探す」から、所在地や、希望する診療科などの条件に合ったかかりつけ医を検索できます。

※訪問診療を受けたい…「医療機関を探す」→「色々な条件で探す」→「対応することができる在宅医療」→「緩和ケア領域」

◆訪問看護ステーションを探したい

- ・社団法人愛媛県看護協会 (<http://www.nursing-ehime.or.jp/>)
- ・全国訪問看護事業協会 (http://www.zenhokan.or.jp/business_society/member_list/38ehime.html)

◆薬について相談したい

- ・えひめ医療情報ネット (<http://www.qq.pref.ehime.jp/qqscripts/qq/qq38.asp>) …サイトの「薬局を探す」から、薬について相談できる薬局を検索できます。
- ・愛媛県薬剤師会ホームページ (<http://www.yakuehime.jp/>) …薬局の役割が説明されています。メールで、薬に関する

問い合わせもできます (<http://www.yakuehime.jp/kusuri/form.html>)。

◆食事や栄養について相談したい

- ・愛媛県栄養士会 (<http://www.e-dietitian.or.jp/>) …メールで、食事・栄養についての問い合わせができます (http://www.e-dietitian.or.jp/form_eiyoubi.html)。

◆がんに関するホームページの一覧

- ・愛媛県保健・医療・福祉総合情報 (http://www.pref.ehime.jp/h20180/gan_iryoubi/index.html)

◆介護保険サービスを行っている事業所について知りたい

- ・愛媛県指定情報公表センター (<http://ehime-kaigokouhyou.jp/>) …介護保険サービスを提供している事業所の事業内容や、場所などが検索できます。

◆地域医師会の情報

- ・愛媛県医師会 (<http://www1.ehime.med.or.jp/>)
- ・宇摩医師会 (<http://mx82.tiki.ne.jp/~medass/>)
- ・新居浜市医師会 (<http://www.niihama-med.or.jp/>)
- ・西条市医師会 (<http://www1.ehime.med.or.jp/saijo/>)
- ・今治市医師会 (<http://www.imabari-med.jp/>)
- ・東温市医師会 (<http://www.toon-med.or.jp/>)
- ・松山市医師会 (<http://www1.ehime.med.or.jp/mma/index.htm>)
- ・伊予医師会 (<http://www1.ehime.med.or.jp/iyo/>)

各種相談窓口の連絡先

愛媛県内の市町役所・役場一覧 (2009年4月現在)

※掲載内容には変更がある場合がありますので、ご注意ください。

役所・役場名	住所	電話番号
松山市役所	〒790-8571 愛媛県 松山市 二番町 4-7-2	089-948-6688
今治市役所	〒794-8511 愛媛県 今治市 別宮町 1-4-1	0898-32-5200
宇和島市役所	〒798-8601 愛媛県 宇和島市 曙町 1	0895-24-1111
八幡浜市役所	〒796-8501 愛媛県 八幡浜市 北浜 1-1-1	0894-22-3111
新居浜市役所	〒792-8585 愛媛県 新居浜市 一宮町 1-5-1	0897-65-1234
西条市役所	〒793-8601 愛媛県 西条市 明屋敷 164	0897-56-5151
大洲市役所	〒795-8601 愛媛県 大洲市 大洲 690-1	0893-24-2111
伊予市役所	〒799-3193 愛媛県 伊予市 米湊 820	089-982-1111
四国中央市役所	〒799-0497 愛媛県 四国中央市 三島宮川 4-6-55	0896-28-6000
西予市役所	〒797-8501 愛媛県 西予市 宇和町卯之町 3-434-1	0894-62-1111
東温市役所	〒791-0292 愛媛県 東温市 見奈良 530-1	089-964-2001
上島町役場	〒794-2592 愛媛県 越智郡 上島町 弓削下弓削 210	0897-77-2500
久万高原町役場	〒791-1201 愛媛県 上浮穴郡 久万高原町 久万 212	0892-21-1111
松前町役場	〒791-3192 愛媛県 伊予郡 松前町 筒井 631	089-985-2111
砥部町役場	〒791-2195 愛媛県 伊予郡 砥部町 宮内 1392	089-962-2323
内子町役場	〒795-0392 愛媛県 喜多郡 内子町 平岡甲 168	0893-44-2111
伊方町役場	〒796-0301 愛媛県 西宇和郡 伊方町 湊浦 1993-1	0894-38-0211
松野町役場	〒798-2192 愛媛県 北宇和郡 松野町 松丸 343	0895-42-1111
鬼北町役場	〒798-1395 愛媛県 北宇和郡 鬼北町 大字近永 800-1	0895-45-1111
愛南町役場	〒798-4196 愛媛県 南宇和郡 愛南町 城辺甲 2420	0895-72-1211

愛媛県内の地域包括支援センター一覧 (2008年4月現在)

※掲載内容には変更がある場合がありますので、ご注意ください。

地域包括支援センター名	担当地区	所在地・電話・FAX
松山市地域包括支援センター 東・拓南	拓南・東中学校区	松山市柳井町2丁目85 電話：089-915-7760 FAX：089-915-7763
松山市地域包括支援センター 城西	雄新・城西中学校区	松山市土居田町90-1 電話：089-941-3335 FAX：089-941-3337
松山市地域包括支援センター 勝山	勝山中学校区	松山市姫原1丁目1656 電話：089-996-6777 FAX：089-996-6778
松山市地域包括支援センター 道後	道後・旭中学校区	松山市祝谷6丁目 1224-6 電話：089-926-4515 FAX：089-926-4517
松山市地域包括支援センター うちみや	鴨川・内宮・ 北中学校区	松山市内宮町552-1 電話：089-911-8005 FAX：089-911-8006
松山市地域包括支援センター 三津浜	三津浜・高浜・津田・ 興居島中学校区	松山市東山町143番地 電話：089-911-0661 FAX：089-911-0662
松山市地域包括支援センター 西	垣生・余土・ 西中学校区	松山市高岡町301-1 電話：089-972-3888 FAX：089-972-3890
松山市地域包括支援センター 桑原	湯山・日浦・ 桑原中学校区	松山市溝辺町甲270-1 リアリティフジ101 電話：089-914-5055 FAX：089-914-5055
松山市地域包括支援センター 久米	久米・小野中学校区	松山市高井町1211 電話：089-970-3761 FAX：089-975-7620
松山市地域包括支援センター 久谷	久谷中学校区	松山市東方町甲813 電話：089-963-0560 FAX：089-963-2052

地域包括支援センター名	担当地区	所在地・電話・FAX
松山市地域包括支援センター石井	南・南第二・椿中学校区	松山市天山二丁目4-17 センタービル1F 電話：089-915-1111 FAX：089-915-1124
松山市地域包括支援センター北条	北条北・北条南中学校区	松山市下難波甲1014 電話：089-911-7757 FAX：089-911-7758
松山市地域包括支援センター中島	中島中学校区	松山市小浜甲34-1 電話：089-997-0454 FAX：089-997-0454
今治市中央地域包括支援センター	陸地部(玉川包括センター担当地区を除く)+関前地区	今治市北宝来町1-1-16 電話：0898-36-1528 FAX：0898-32-7307
今治市玉川地域包括支援センター	玉川、菊間、大西、朝倉、桜井、西	今治市玉川三反地甲10-1 電話：0898-36-8512 FAX：0898-55-3123
今治市伯方地域包括支援センター	関前地区を除く島嶼部	今治市伯方町木浦甲1235 電話：0897-72-1065 FAX：0897-72-2838
宇和島市地域包括支援センター	市内全域	宇和島市曙町1番地 電話：0895-24-1111 FAX：0895-24-1126
八幡浜市地域包括支援センター	市内全域	八幡浜市松柏乙1101番地 電話：0894-24-3918 (直通) 電話：0894-24-6626 (保健センター) FAX：0894-24-6652

地域包括支援センター名	担当地区	所在地・電話・FAX
新居浜市地域包括支援センター	市内全域	新居浜市一宮町1-5-1 市役所内 電話：0897-65-1245 FAX：0897-37-3844
西条市地域包括支援センター	市内全域	西条市明屋敷164 電話：0897-52-1412 FAX：0897-52-1408
大洲市地域包括支援センター	市内全域	大洲市大洲690番地の1 電話：0893-24-2111 FAX：0893-24-0961
サブセンター大洲中央	大洲【肱南、久米、肱北、喜多、平野、南久米、柳沢、三善、上須戒】	大洲市大洲690番地の1 電話：0893-24-2111 FAX：0893-24-0961
サブセンター大洲西	大洲【八多喜】、長浜	大洲市長浜甲480番地の3 電話：0893-52-1111 FAX：0893-52-0637
サブセンター大洲東	大洲【平、菅田、大川、新谷】、肱川、河辺	大洲市肱川町山鳥坂72番地1 電話：0893-34-2340 FAX：0893-34-2314
伊予市地域包括支援センター	市内全域	伊予市米湊820番地 電話：089-982-1111 FAX：089-983-3354 (直通) 089-997-3039
四国中央市地域包括支援センター	三島地域	四国中央市三島宮川4丁目6-55 福祉会館内 電話：0896-28-6147 FAX：0896-28-6059
四国中央市地域包括支援センター川之江支所	川之江地域	四国中央市金生町下分865 川之江庁舎内 電話：0896-28-6228 FAX：0896-28-6189

地域包括支援センター名	担当地区	所在地・電話・FAX
四国中央市地域包括支援センター新宮支所	新宮地域	四国中央市新宮町新宮 461 新宮庁舎内 電話：0896-28-6403 FAX：0896-28-6405
四国中央市地域包括支援センター土居支所	土居地域	四国中央市土居町入野 178-1 土居庁舎内 電話：0896-28-6311 FAX：0896-28-6391
西予市地域包括支援センター	(本所) 市内全域	(本所) 西予市野村町野村12号 15号番地 電話：0894-72-0022 FAX：0894-72-0024
	(支所) 宇和、明浜、三瓶	(支所) 西予市宇和町卯之町 四丁目746番地 電話：0894-62-7730 FAX：0894-62-7735
東温市地域包括支援センター	市内全域	東温市田窪300-2 電話：089-955-0150 FAX：089-955-5766
上島町地域包括支援センター	町内全域	上島町弓削上弓削 1907-1 電話：0897-77-3698 FAX：0897-77-2555
上島町地域包括支援センター 岩城サブセンター	岩城地区	上島町岩城2239 電話：0897-74-0755 FAX：0897-75-2826
上島町地域包括支援センター 生名サブセンター	生名地区	上島町生名2133-3 電話：0897-74-0921 FAX：0897-74-0912
上島町地域包括支援センター 魚島(包括センター窓口)	魚島地区	上島町魚島1番耕地 1367-2 電話：0897-74-1120 FAX：0897-74-1130

地域包括支援センター名	担当地区	所在地・電話・FAX
久万高原町地域包括支援センター	町内全域	久万高原町久万 212番地 電話：0892-50-0230 FAX：0892-21-2860
松前町地域包括支援センター	町内全域	松前町筒井710-1 電話：089-985-4205 FAX：089-985-4206
砥部町地域包括支援センター	町内全域	伊予郡砥部町宮内 1392番地 電話：089-962-6118 FAX：089-962-6499
砥部町地域包括支援センター 広田サブセンター	広田中学校区	伊予郡砥部町総津 385番地 電話：089-969-2111 FAX：089-969-2115
内子町地域包括支援センター	町内全域	喜多郡内子町平岡甲 168番地 電話：0893-44-2111 FAX：0893-44-4116
伊方町地域包括支援センター	町内全域	伊方町湊浦1993番地1 伊方町庁舎内 電話：0894-38-2652 FAX：0894-38-0372
松野町地域包括支援センター	町内全域	北宇和郡松野町大字延 野々1406番地4 電話：0895-42-0708 FAX：0895-42-1550
鬼北町地域包括支援センター	町内全域	鬼北町大字近永 800番地1 電話：0895-45-1111 FAX：0895-45-3618
愛南町地域包括支援センター	町内全域	南宇和郡愛南町城辺甲 2487番地 電話：0895-72-7325 FAX：0895-70-1777

愛媛県内の市町の社会福祉協議会一覧 (2009年4月現在)

※掲載内容には変更がある場合がありますので、ご注意ください。

団体名	所在地	電話・FAX
松山市 社会福祉協議会	松山市総合福祉センター 〒790-0808 松山市若草町8番地2号	電話：089-941-4122 FAX：089-941-4408
	北条支所 松山市北条社会福祉センター 〒799-2436 松山市河野別府937-1	電話：089-993-1400 FAX：089-993-1419
	中島支所 松山市中島港港湾ビル2階 〒791-4501 松山市中島大浦4764番地	電話：089-997-1822 FAX：089-997-1833
今治市 社会福祉協議会	今治市総合福祉センター愛らんど 〒794-0048 今治市南宝来町1丁目9-8	電話：0898-22-6018 FAX：0898-22-6022
	朝倉支所 三世代交流センター 〒799-1603 今治市朝倉下乙112-2	電話：0898-56-3550 FAX：0898-56-3980
	玉川支所 今治市玉川福祉センター 〒794-0102 今治市玉川町大野甲86-1	電話：0898-36-8140 FAX：0898-36-8146
	波方支所 今治市波方老人福祉センター 〒799-2102 今治市波方町樋口甲250	電話：0898-41-7246 FAX：0898-41-7140
	大西支所 今治市大西老人福祉センター 〒799-2205 今治市大西町宮脇甲501-2	電話：0898-53-5380 FAX：0898-53-5977
	菊間支所 今治市菊間サービスセンター 〒799-2304 今治市菊間町池原34	電話：0898-54-5700 FAX：0898-36-3085
	吉海支所 今治市吉海老人福祉センター 〒794-2114 今治市吉海町名1466	電話：0897-84-4110 FAX：0897-84-4189
	宮窪支所 今治市宮窪福祉センター 〒794-2203 今治市宮窪町宮窪3544-2	電話：0897-86-3939 FAX：0897-74-1025
	伯方支所 今治市伯方福祉センター内 〒794-2305 今治市伯方町木浦甲3930-1	電話：0897-74-2123 FAX：0897-74-2126

団体名	所在地	電話・FAX
上浦支所	今治市上浦福祉センター 〒794-1402 今治市上浦町甘崎3878-1	電話：0897-87-4274 FAX：0897-74-0675
	大三島支所 今治市大三島福祉センター 〒794-1306 今治市大三島町野々江2435-2	電話：0897-83-1110 FAX：0897-83-0658
	関前支所 今治市関前高齢者生活福祉センター 〒794-1101 今治市関前岡村甲2525-1	電話：0897-88-2455 FAX：0897-88-2887
宇和島市 社会福祉協議会	宇和島市総合福祉センター 〒798-0003 宇和島市住吉町1丁目6番16号	電話：0895-23-3711 FAX：0895-24-7889
	吉田支所 吉田町総合社会福祉センター 〒799-3703 宇和島市吉田町東小路甲58-5	電話：0895-52-3166 FAX：0895-52-3189
	三間支所 三間町保健福祉センター 〒798-1113 宇和島市三間町迫目126	電話：0895-58-1051 FAX：0895-58-1054
	津島支所 宇和島市津島支所庁舎内 〒798-3392 宇和島市津島町岩松甲471番地	電話：0895-20-8101 FAX：0895-32-1795
八幡浜市 社会福祉協議会	八幡浜市保健福祉総合センター 〒796-0010 八幡浜市松柏乙1101番地	電話：0894-23-2940 FAX：0894-23-0506
	保内支所 保内保健福祉センター 〒796-0202 八幡浜市保内町宮内1番耕地 124番地1	電話：0894-36-0262 FAX：0894-36-1173
西条市 社会福祉協議会	西条市東予総合福祉センター 〒799-1371 西条市周布606番地1	電話：0898-64-2600 FAX：0898-64-3920
	西条支所 西条市総合福祉センター 〒793-0041 西条市神拝甲324番地2	電話：0897-53-0873 FAX：0897-52-0234
	丹原支所 西条市丹原福祉センター 〒791-0508 西条市丹原町池田1733番地1	電話：0898-76-2433 FAX：0898-68-0159

団体名	所在地	電話・FAX
小松支所	西条市小松地域福祉センター 〒799-1101 西条市小松町新屋敷乙 48 番地 1	電話：0898-72-6363 FAX：0898-72-6555
新居浜市 社会福祉協議会	新居浜市総合福祉センター 〒792-0031 新居浜市高木町 2 番 60 号	電話：0897-32-8129 FAX：0897-31-3531
別子山分室	新居浜市総合福祉センター別子山分館 〒799-0650 新居浜市別子山乙 241 番地の 6	電話：0897-64-2350 FAX：0897-64-2352
大洲市 社会福祉協議会	大洲市総合福祉センター 〒795-0064 大洲市東大洲 270 番地 1	電話：0893-23-0313 FAX：0893-23-0295
長浜支所	大洲市役所長浜支所 〒799-3401 大洲市長浜甲 480 番地の 3	電話：0893-52-1111 FAX：0893-52-0637
肱川支所	大洲市肱川保健センター 〒797-1504 大洲市肱川町山鳥坂 72 番地 1	電話：0893-34-2312 FAX：0893-34-2314
河辺支所	大洲市河辺老人福祉センター 〒797-1601 大洲市河辺町植松 428 番地	電話：0893-39-2510 FAX：0893-39-2510
伊予市 社会福祉協議会	伊予市庁第 3 別館 〒799-3114 伊予市灘町 123 番地 4	電話：089-982-0393 FAX：089-982-0394
中山事務所	中山中央公民館 〒791-3203 伊予市中山町出淵 2 番耕地 138 番地 1	電話：089-967-0100 FAX：089-967-1139
双海事務所	ふたみ基幹集落センター 〒799-3202 伊予市双海町上灘甲 5821 番地 6	電話：089-986-5777 FAX：089-986-5027
四国中央市 社会福祉協議会	四国中央市福祉会館 〒799-0497 四国中央市三島宮川 4 丁目 6 番 55 号	電話：0896-28-6127 FAX：0896-24-8009
川之江支所	川之江文化センター 〒799-0192 四国中央市金生町下分 865	電話：0896-28-6237 FAX：0896-56-5447

団体名	所在地	電話・FAX
土居支所	土居福祉センター 〒799-0712 四国中央市土居町入野 174-3	電話：0896-28-6351 FAX：0896-74-1435
新宮支所	高齢者生活福祉センター 〒799-0303 四国中央市新宮町新宮 50	電話：0896-72-2774 FAX：0896-72-3010
西予市 社会福祉協議会	西予市野村保健福祉センター 〒797-1212 西予市野村町 12 号 15 番地	電話：0894-72-2306 FAX：0894-72-0024
明浜支所	明浜総合支所 〒797-0201 西予市明浜町高山甲 3678 番地	電話：0894-64-1284 FAX：0894-69-8336
宇和支所	宇和林業技術センター 〒797-0015 西予市宇和町卯之町四丁目 746 番地	電話：0894-62-3770 FAX：0894-69-1363
城川支所	城川保健福祉センター 〒797-1717 西予市城川町下相 938 番地	電話：0894-82-1268 FAX：0894-82-1114
三瓶支所	三瓶保健福祉総合センター 〒796-0907 西予市三瓶町朝立 1 番耕地 360 番地	電話：0894-33-3046 FAX：0894-33-1319
東温市 社会福祉協議会	東温市農村環境改善センター 〒791-0212 東温市田窪 300 番地 2	電話：089-955-5535 FAX：089-955-5766
上島町 社会福祉協議会	〒794-2550 越智郡上島町生名 2133 番地 3	電話：0897-76-2638 FAX：0897-76-2040
久万高原町 社会福祉協議会	〒791-1201 上浮穴郡久万高原町久万 45 番地 2	電話：0892-21-0800 FAX：0892-21-3040
面河支所	おもご高齢者生活支援ハウス 〒791-1701 上浮穴郡久万高原町苜草 2310 番地	電話：0892-50-1833 FAX：0892-50-1836
美川支所	美川保健センター 〒791-1501 上浮穴郡久万高原町上黒岩 2920 番地 1	電話：0892-56-0750 FAX：0892-56-0166

団体名	所在地	電話・FAX
柳谷支所	柳谷保健センター 〒791-1501 上浮穴郡久万高原町柳井川 846番地	電話：0892-54-2941 FAX：0892-50-1417
松前町 社会福祉協議会	松前町総合福祉センター 〒791-3120 伊予郡松前町大字筒井710番地1	電話：089-985-4144 FAX：089-985-3912
砥部町 社会福祉協議会	砥部町老人福祉センター 〒791-2132 伊予郡砥部町大南719番地	電話：089-962-7100 FAX：089-962-7186
広田支所	広田老人憩いの家 〒791-2205 伊予郡砥部町総津387	電話：089-969-5577 FAX：089-969-5588
内子町 社会福祉協議会	内子町役場 内子分庁 〒791-3392 喜多郡内子町内子1515番地	電話：0893-44-3820 FAX：0893-44-6135
小田支所	小田保健センター 〒791-3501 喜多郡内子町小田82番地	電話：0892-52-2627 FAX：0892-52-2783
伊方町 社会福祉協議会	伊方町中央保健センター2階 〒796-0301 西宇和郡伊方町湊浦866番地	電話：0894-38-2360 FAX：0894-38-2360
瀬戸支所	瀬戸デイサービスセンター 〒796-0502 西宇和郡伊方町三机乙1087番地1	電話：0894-57-2180 FAX：0892-57-2181
三崎支所	三崎保健福祉センター 〒796-0801 西宇和郡伊方町三崎1700番地16	電話：0894-54-2222 FAX：0894-54-2223
鬼北町 社会福祉協議会	鬼北町総合福祉センター 〒798-1341 北宇和郡鬼北町近永782番地	電話：0895-45-3709 FAX：0895-45-3669
日吉支所	〒798-1502 北宇和郡鬼北町下鍵山500	電話：0895-44-2588 FAX：0895-44-2604
松野町 社会福祉協議会	ふれあい福祉センター 〒798-2101 北宇和郡松野町大字松丸1661-13	電話：0895-42-0794 FAX：0895-20-5311

団体名	所在地	電話・FAX
愛南町 社会福祉協議会	御荘老人福祉センター 〒798-4110 南宇和郡愛南町御荘平城2139番地	電話：0895-70-1251 FAX：0895-73-0320
御荘支所	御荘老人福祉センター 〒798-4110 南宇和郡愛南町御荘平城2139番地	電話：0895-72-3547 FAX：0895-73-0320
城辺支所	城辺社会福祉会館 〒798-4131 南宇和郡愛南町城辺甲2420番地	電話：0895-70-1011 FAX：0895-70-1067
一本松支所	〒798-4408 南宇和郡愛南町一本松5049番地1	電話：0895-70-2177 FAX：0895-70-2180
西海支所	西海保健福祉センター 〒798-4204 南宇和郡愛南町檉月212番地1	電話：0895-82-0066 FAX：0895-82-0020

愛媛県内の各市保健所一覧 (2009年4月現在)

※掲載内容には変更がある場合がありますので、ご注意ください。

保健所名	所在地	電話番号	管内市町村
四国中央保健所	〒799-0404 四国中央市三島宮川 4丁目6-53	0896-23-3360	四国中央市
西条保健所	〒793-0042 西条市喜多川796-1	0897-56-1300	新居浜市、 西条市
今治保健所	〒794-0042 今治市旭町1丁目4-9	0898-23-2500	今治市、 上島町
松山保健所	〒790-8502 松山市北持田町132	089-941-1111	東温市、伊予市、 久万高原町、 松前町、砥部町
八幡浜保健所	〒796-0048 八幡浜市北浜 1丁目3-37	0894-22-4111	八幡浜市、 大洲市、西予市、 内子町、伊方町
宇和島保健所	〒798-0036 宇和島市天神町7-1	0895-22-5211	宇和島市、 松野町、鬼北町、 愛南町
松山市保健所	〒790-0813 松山市萱町6丁目30-5	089-911-1800 (アスベストに関 する相談 089-911-1818)	松山市



国立がんセンター
がん対策情報センター
〒104-0045
東京都中央区築地5-1-1

国立がんセンター
がん情報サービス

ganjoho.jp